

京都産業大学法政策学科開設記念シンポジウムパートⅡ記録

どうする？子ども虐待

—現状と課題を考える—

目次

第1部

基調講演

「現場で考える子ども虐待対応の現在」

子どもの虹情報研修センター研究部長

川崎二三彦

第2部

パネルディスカッション

子どもの虹情報研修センター研究部長

川崎二三彦

弁護士

岩佐 嘉彦

京都産業大学法学部教授 (家族法)

山口 亮子

京都産業大学法学部講師 (被害者学) 臨床心理士

新 恵里

(コーディネーター) 京都産業大学法学部教授 (刑事法)

成田 秀樹

まえがき

京都産業大学法学部は、2009年4月の法政策学科開設を記念してシンポジウム「どうする？子ども虐待—現状と課題を考える—」をメルパルク京都で開催した。このシンポジウムは、平成20年9月28日に朝日新聞社のコーディネーションにより開催された法政策学科開設記念シンポジウム「日本の“安心”はどこへ行ったのか～安全・安心な明日への人づくり～」に続く「パートⅡ」と位置づけられるものである。

また、それと同時に法学部手作りのシンポジウムの「パートⅠ」でもある。法学部では法政策学科のカリキュラムの柱となる5つの履修プログラムの各々に即したテーマでのシンポジウムを今後数年にわたって順次開催していく予定で、今回はその第1回として「社会安全プログラム」に即し

たテーマが設定された。

このシンポジウムは2部構成でおこなわれた。第1部では、学部長からの法政策学科の教育理念等に関する説明の後、子どもの虹情報研修センター研究部長・川崎二三彦氏の基調講演「現場で考える子ども虐待対応の現在」が行われ、現場での経験を踏まえ、具体例を上げながら問題点を提示した。

第2部では、パネリストの弁護士・岩佐嘉彦氏、法学部教授・山口亮子氏、法学部講師・新恵里氏から個別報告があった後、川崎氏を加え、パネルディスカッションが行われた。議論は、フロアからの質問も加わり、子ども虐待の通告制度、子ども虐待における家庭裁判所の果たすべき役割、刑事手続と二次被害の予防、親子分離後の親子関係の修復など多岐にわたった。これらの議論を通じて子ども虐待の現状と課題の一端をしめすことができたと思われる。(N)

第1部

基調講演「現場で考える子ども虐待対応の現在」

子どもの虹情報研修センター研究部長 川崎二三彦

はじめに

みなさん、こんにちは。いま、ご紹介していただきました私は、横浜にある「子どもの虹情報研修センター」に勤務しております川崎と申します。しばらくお付き合いのほど、お願いいたします。

先ほど「子どもの虹情報研修センター」について説明をしていただきましたが、当センターは、平成14年4月に、厚生労働省と横浜市の協力を得て設置され、国からの補助金によって運営されております。

設立されて、今年で7年目を迎えたところですが、では、なぜこのようなセンターができたのかを考えますと、児童虐待の問題、児童虐待への取り組みが、やはり非常に大きな困難を抱えているからではないかと思いま

す。つまり、全国で行われているさまざまな実践や研究、情報などを収集し、またそれらを積極的に発信していく。そして現場で対応しているスタッフの研修なども引き受け、そうした方々の交流の場を提供していく、そういう機関がどうしても必要だと考えられたのではないのでしょうか。言葉を換えますと、児童虐待の対応は、まだ試行錯誤の段階にあるのではないかと思います。

さて私は、こうした機関に属している関係上、いろいろなところに呼ばれて児童虐待の現状や課題などについて説明させていただいたり、担当職員の実務研修などを引き受けることがあります。ただしその多くは児童福祉関係の方です。ところが今回は、京都産業大学の法学部、しかも法政策学科の開設記念シンポジウムという大変貴重な集まりですので、やや緊張をしておりますけれども、まずは、このような場にお招きいただいたことに感謝の意を表したいと思います。

加えて、私が勤務しておりました児童相談所では、特に最近、弁護士さんをはじめとして法律の専門家の方に援助を仰がないと、虐待問題の取り組みが進まないということがたくさんありまして、日頃から多大なご支援をいただいております。法律関係の方々、司法関係の方々には、その点につきましても、この場を借りて改めてお礼申し上げたいと思います。

このような法律関係者を前にして、私が児童虐待の現状についてお話しするというのはおこがましいかも知れませんが、とりあえずは、児童相談所という現場、児童福祉の現場から見えてくる児童虐待の現状ですとか課題、私が感じていることについて申し上げたいと思います。

急増する児童虐待

まず最初に、図1を見てください。児童虐待に関係されている方は、たぶん何度もご覧になっているかと思いますが、全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数を年度別に示したものです。そもそも児童虐待について国が統計を取り始めたのは、1990年度（平成2年度）からのことですが、そのときは全国で1,101件でした。それが昨年度、つまり平成19年度には

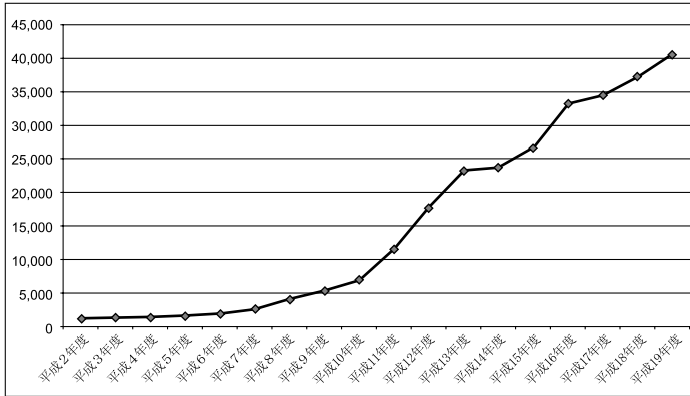


図1 児童相談所における児童虐待対応件数の推移

4万件を超えて40,639件になっています。図を見ればわかりますように、一貫して右肩上がりで急増しております。

加えて申しますと、平成16年の「児童福祉法」改正によって、市町村も虐待の通告を受けて対応するということになりました。改正児童福祉法は平成17年度から施行されたわけですが、市町村が対応した児童虐待件数をみますと、この図には出てきませんが、平成17年度が40,222件、18年度は47,933件であり、平成19年度になると51,618件と、5万件を超えています。これらの数値を見ましても、児童虐待の対応件数は非常に増大していると言えるわけであります。

とはいえ、児童相談所と市町村が対応した件数の合計が、我が国で実際に発生している児童虐待の総数であるかという点、決してそうではないと思われまます。といいますのも、虐待というのは、ほとんどが家庭という密室の中でおこなわれ、発見しにくいものだからです。ですから、ここでお示した数値は、あくまでも通告をされて対応した件数であるということをご承知おきいただければと思います。

誰が虐待するのか

児童虐待の現状を、もう少し細かく見ていきたいと思います。図2は、「いったい誰が虐待をするのか」ということを表したものです。ご存じかと思いますが、「児童虐待防止法」でいう児童虐待は、あくまでも保護者とその監護する児童について行行行為でありまして、厚生労働省は、その保護者を5つに区分して統計を取っています。すなわち、「実母」「実父」「実母以外の母」「実父以外の父」及び「その他」です。その他には、たとえば祖父母や叔父叔母などが含まれます。これを見ていただければわかりますように、経年的に見ても、実母が常に6割を超えています。

それはどのような意味をもっているのでしょうか。私は、実母がこれだけの割合を示していること自体が、わが国の家庭養育が母親にかなりの負担を強いていることの証左ではないかと感じています。実母は、他のさまざまな要因も重なって養育に行き詰まったり、虐待の加害者になってしまふ。本日のテーマとは直接結びつかないかも知れませんが、仮に母親が子育てにおいて非常に大きな負担を抱えているとするならば、これに対して

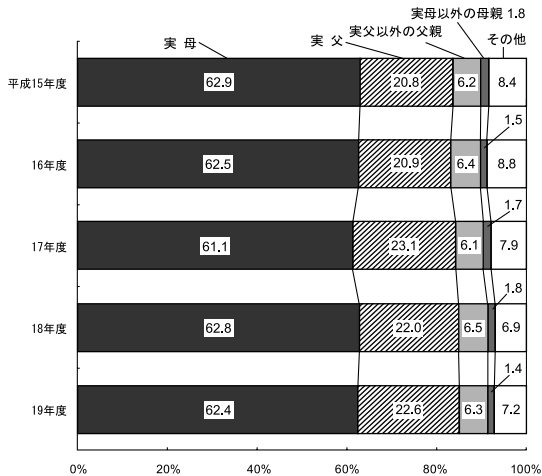


図2 誰が虐待するのか 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合

どんな施策を打てばいいのか、どうすれば母親の養育に対するストレスを解消・軽減することができるのか、ということが、少子化社会と言われる我が国における差し迫った大きな課題ではないかと思っています。

どんな虐待を受けるのか

次に、「どんな虐待を受けるのか」ということを考えてみましょう。「児童虐待防止法」では虐待の種類を、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類していますが、図3によってそれぞれの割合を見ますと、平成19年度では身体的虐待が40.1%で一番多く、ついでネグレクトが38.0%、そして心理的虐待は18.8%となっており、性的虐待は、3.2%という結果になっています。

ところで、この虐待の種類について、自治体ごとの数字を見ておりましたら、各自治体によって、その内容がかなり大きく違うことがわかりました。具体的に申しますと、平成19年度の数値ですが、佐賀県、東京都、茨城県、そして浜松市は、いずれも身体的虐待が50%を超えていてネグレクトが20%台であるのに対して、岡山県、鳥取県、札幌市の3自治体は、逆にネグレクトの割合が60%を超えており、それに反比例するように身体的虐待は、岡山県の13.2%をはじめとして、鳥取県、札幌市とも20%台と低くなっています。また島根県と千葉市は、心理的虐待の割合

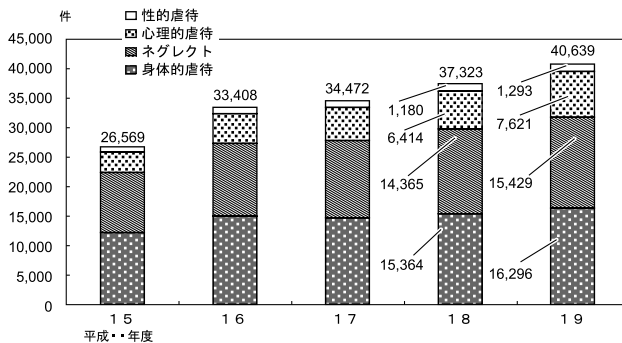


図3 どんな虐待を受けるのか 児童虐待の相談別対応件数

がそれぞれ39.0%、37.6%と全国平均の倍もしくはそれ以上を占めており、4種類の虐待の中でもっとも高くなっています。一方、性的虐待に関しては、割合が最も高い浜松市や堺市でも7%台にとどまっており、高知県及び中核市として児童相談所を設置している金沢市では、平成19年度の性的虐待対応は1件もありませんでしたし、政令市である川崎市でも1件のみでした。

このあたり、各都道府県によって、つまり地域的な風土によって虐待そのものの実態が違っているのか、それとも虐待の捕捉状況であるとか、虐待に対する認識が違うのか、私もまだよくわかりません。虐待問題を研究されている方の中には、母子保健の活動が活発であるとネグレクトの発見率が高くなるのではと考えて調査をされている方もありますが、実証できるだけのデータが揃っていないとまでは言えないように思います。実情はわからないのですけれども、一つ考えられるのは、先にも申しましたように、虐待が密室の中で行われるため、まだまだ暗数が多いという可能性があります。たとえば、都道府県レベルの自治体において、1年間を通して性的虐待が全くない、あるいは1～2件というのは、実態としてはやはり考えにくいと、私には思われます。いずれにせよ、こうして各自治体ごとに細かく数字を見ていきますと、虐待の発見と通告がどのようにおこなわれ、どの程度おこなわれていないのかについても、再考しなければならないように思います。

もちろん、虐待対応件数が急増しているということは、一面では発見と通告がより広範になされるようになったことを示していると思うのですが、今申し上げたように、他方では、まだまだ隠されている虐待が多いということではないでしょうか。

事実、いろいろな調査のなかには、「虐待だと思ったけれども通告をしなかった」と市民が回答しているものもあります。私たちはそうした点も念頭において、「虐待の通告は、その子どもと家族への援助のきっかけなんだ」といったことも伝えながら、さらに啓発活動を強めていくことが求められていると思います。

誰が虐待されているのか

さて今度は、「誰が虐待されているのか」ということについて見ていきたいと思います。0歳から3歳未満、3歳から就学前、そして小学生、中学生、高校生・その他という形で区分して見ますと、図4のようになります。少し前までは、学齢前の子どもさんが約半数を占めると記憶していたのですが、最近では、その割合が少しずつ減じて小学生の子どもたちの割合が増えてきている、という印象があります。なぜかというのは、ちょっと私にもよくわからないのですけれども、取りあえず、このようになっております。

非常に簡単な説明ですが、現在まで全国の児童相談所が対応してきた虐待の実情をご紹介させていただきました。

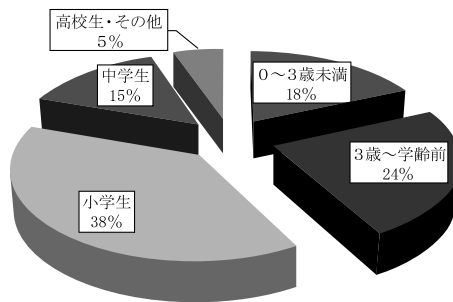


図4 誰が虐待されるのか

児童相談所の実情

次に、こうした虐待に対応する児童相談所の状況についても、申しあげておきたいと思います。

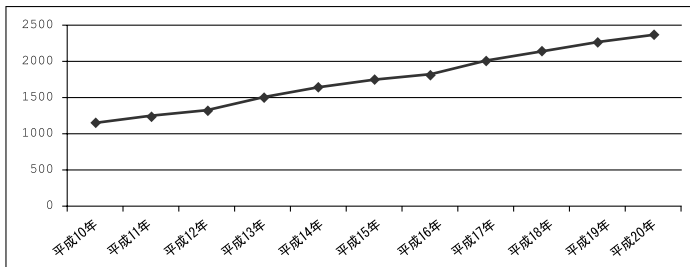
みなさまもご存じかと思いますが、児童相談所には、児童福祉司という職種、わかりやすく言えばソーシャルワーカーですが、このようなスタッフが必ずいます。自治体によって仕組みは多少異なりますが、どの児童相談所であっても、この児童福祉司が、虐待通告を受け付ける段階から、具体的に援助活動を行い終結に至るまで、一貫して中心的な役割を担って活動

しております。

そのため、「児童福祉法施行令」でも、児童福祉司の人数の標準が定められており、現在は、「児童福祉司の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万までを標準として定めるものとする」とされています。図5に、この児童福祉司の人数の推移を示してみました。毎年少しずつ増員が図られており、1998年に全国で1,141名であったものが、2007年には2,263名へと、約2倍近くに増員されています。

自治体の行財政には大変厳しいものがあり、いろいろな部署で人員が削減されているのですが、その中で児童福祉司は、10年足らずの間に2倍近くになっているわけですから、ある意味では特筆すべきことかも知れません。ではなぜ、そのような増員がなされたのでしょうか。そこにはやはり、虐待対応の特別な困難さがあり、加えて、児童虐待による子どもの死亡事件が後を絶たないといった、深刻な実情があったからではないかと思えます。

ただし、児童虐待の件数を見ますと、同じ時期に約6倍近く増加しております。そうしますと簡単に言えば、児童福祉司の増員について各自治体が懸命に努力しているとはいえ、それをはるかに上回る虐待通告、虐待対



児童虐待対応件数

1998年度：6,932件／2007年度：40,639件（1：5.86）

児童福祉司の人数

1998年：1,141人／2007年：2,263人（1：1.91）

図5 児童福祉司数の推移

応件数があるわけですので、児童相談所は、こうした児童福祉司の増員にもかわらず、年々厳しさをます現状の中で業務をおこなっていると言っているかと思えます。

それと、児童相談所の大きな課題としてもう一つだけ申しあげますと、そこで働いている児童福祉司の経験年数が浅いという点です。

子どもの虹情報研修センターでは、今年、こども未来財団の委嘱を受けて、児童相談所職員の研修のあり方について調査研究をしておりますが、その調査の中で、全国的に見て、経験年数3年未満の児童福祉司が4割を超えているということがわかりました。ですから、きわめて困難な児童虐待の対応を、経験不足の方々が懸命に行っている。しかもその業務はどんどん増えているということになるわけです。

自治体トップに求められる児童相談所体制の強化

児童相談所が相談援助活動をおこなう上で参考にすべきものとして、厚生労働省が発出している「児童相談所運営指針」というものがあります。そこには、児童相談所が基本的に満たすべき3つの条件が書かれていて、その第一は「児童福祉に関する高い専門性を有していること」、第二は「地域住民に浸透した機関であること」、第三は「児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていること」とされています。

この3つの条件を満たすことによって、相談援助活動は適切におこなわれるというのが運営指針の述べるところなのですが、現状に照らしてみますと、たとえば、業務量に比して人員が圧倒的に不足している状況で、本当に「地域住民に浸透した機関」たり得るのか、本当に細やかな動きができるのかという問題があります。あるいは、児童相談所の中心的な役割を担う児童福祉司の経験年数が全体として短いということを考えますと、本当に「児童福祉に関する高い専門性」を維持できているのか、あるいは本当に「児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られている」のかといった点についても、大きな課題があるのではないかと思います。非常に難しい虐待問題を前にして、私たち児童相談所のあり方が問われて

いると言わざるを得ません。

しかし冷静に考えてみますと、これは、そこに配置されて夜間休日もなく日々奮闘努力している職員個々の問題、つまり児童相談所で解決すべき問題というよりも、そういう配置をしている人事異動システムのあり方ですとか、そもそも職員の配置方針を決める権限をもつ自治体トップの考え方こそが問われなければならないと、私には思われてなりません。我が国における児童虐待対応を真の意味で前進させるためには、現場の状況をふまえながら、現場だけに解決を預けるのではなく、もう少し広い視野に立って、大きな枠組みで積極的な方針を打ち出していく、今はそういう時期にきているのではないのでしょうか。

以上は、今日のテーマからは少し離れたかも知れませんが、しかし児童虐待対応の中心的な機関である児童相談所の重要な問題としてご理解いただければ幸いです。

児童相談所長が行う一時保護

さて次に、日本の児童虐待対応システムで焦点になっていると思われることについて申しあげたいと思います。

スライドを見てください。「虐待対応の焦点のひとつは、児童相談所長が行う一時保護」と書いたのですけれども、虐待対応における焦点の一つ、大きなテーマは一時保護をめぐる問題だと、私は考えています。

「児童虐待防止法」第8条第2項及び3項を見てみましょう。第2項は次のとおりです。すなわち「児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする」。続いて第3項は「前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこ

れを行うものとする」となっています。

簡単に言えば、虐待の通告を受けた場合、児童相談所は（また市町村も第1項によって）いろいろな方々と協力しながら、子どもの安全を確認してください。そして、必要があれば一時保護をおこなってください（市町村は、一時保護の実施が適当であると認める場合は児童相談所長へ通知してください）。そして一時保護を行う場合には、速やかにこれを行ってくださいというわけです。

児童虐待の対応で、何よりも先に考えなければいけないのは子どもの安全ですから、子どもの保護を速やかに行う必要があるということは、私も理解できます。なぜとって、児童虐待による死亡事例は後を絶たず、児童虐待の現状のところでは詳しく申し上げなかったのですが、平成18年1年間の数値を挙げてみますと、100事例126人（そのうち心中事例は48事例65人、心中を除いても52事例61人）の子どもが虐待によって亡くなっているのです。何と言っても子どもの安全確保が先決であるということが、児童虐待防止法第8条の精神ではないかと思います。

こうした死亡事例の発生状況などもふまえ、マスコミ等でも児童虐待による子どもの死亡事件が報道されることがしばしばありますが、仮に、児童相談所がそうした事例に関与していながら一時保護を行っていなかった場合には、適切な対応であったのかが厳しく問われ、なぜ児童相談所は子どもの保護を行わなかったのかと批判もされます。

一方、こちらはあまりニュースにはならないのですけれども、児童相談所が日常的に非難され、抗議されていることが、他にもあります。それは何かというと、子どもを保護された当の保護者が虐待を認めず、「私たちは虐待などしていない」「これは単なるしつけの一環だ」「これが家族のやり方なのだ」と主張して、子どもを保護した児童相談所を激しく攻撃するということです。それはもう、さまざまな手段に訴えますし、中には8時間、9時間と長時間に及ぶものもあれば、暴力的な抗議も見られます。

具体的な事例を紹介してみましょう。「児童相談所で女が職員2人を切りつける」としてマスコミが報道した事件です。次のように報道されてい

ました。「〇〇署は3月28日午後3時15分ごろ、傷害の現行犯で、無職×子容疑者(24)を逮捕した。×子容疑者は同日午後3時ごろ、市内にある児童相談所を訪れ、同事務所勤務の48歳と56歳の男性職員の手を文化包丁(刃渡り15センチ)で切り付け、1～3週間のけがをさせた。×子容疑者と元夫は『監護能力がない』とされ、長男(4)と長女(2)が同相談所に保護されていた」

これは、今年3月の事件ですね。おそらく、いろんな経過があって児童相談所は子どもを保護したのでしょうけれど、それに対して女、たぶん子どもたちの母親だろうと思いますが、女が包丁を持ってやってきたという事件です。実は私は、つい先日当該自治体の研修会に呼ばれて出かけたおりに、被害を受けたこの男性職員に直接会ってお話を聞いたのですが、どうもこの女性は、あらかじめ包丁を手に括り付けてやってきたらしい。何とか軽いけがですんだとはいえ、非常に危険だったということです。

以上申し上げたとおり、児童相談所は、一時保護をめぐる二つの側面から問われ続けています。つまり子どもを保護して非難、攻撃され、保護を怠って激しく批判されるというもので、非常に厳しい現実に直面しているわけです。

児童相談所長の権限

では、なぜそのようなことになるのかということですが、法律関係の方には釈迦に説法で、たいへん恐縮なのですが、児童相談所長が一時保護の強大な権限を持っているというところに起因すると、私は考えています。

「児童福祉法」第33条第1項を見てみましょう。「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる」という条文になっております。端的に言いますと、児童相談所は保護者の同意がなくても、児童相談所長が必要だと考えれば、それだけで一時保護をおこなうことができるわけです。

ですから、子どもが死亡したり、重大な結果が生じた場合、仮に保護者が拒否しているとか、虐待事実について確証がなかったなどのいろいろな事情があったとしても、「所長が必要と認めればいいだけのことだから、一時保護できたではないか」「こうした権限があるにもかかわらず、なぜ子どもの保護をしなかったのか」という批判が起こります。これはしごく自然な流れ、当然の意見といえるでしょう。

一方、そういう形で、つまり児童相談所長の権限で子どもを保護した場合、保護者にしてみると、「親の意見も聞かずに勝手に子どもを連れて行くとは何ごとだ」という気持ちになって、児童相談所を非難してきます。児童相談所長が自ら判断し、決定し、実行したのですから、児童相談所に非難、攻撃の矛先を向ける以外、対処の方法なんてないと保護者が考えるのは、これもまた当然の流れといえます。

付け加えますと、このようにして子どもを保護する権限は、児童相談所長にしか与えられておりません。それ以外の人には、たとえ警察であっても他の誰であっても、権限はないわけです。もちろん、都道府県知事には権限がありますが、実務上この権限は児童相談所長に委任されていますので、実質的にはすべて児童相談所が判断することになります。ですから、その権限を適切に行使しなければ、あるいは不適切に行使すれば、非難が集中する。それは当然のことでしょう。児童相談所長は、このように他にはない強大な権限を持っているのです。

方針の転換

こうした権限は、もちろん児童虐待防止法が成立するはるか以前から、児童相談所長に与えられていたのですが、これを10年、20年の単位で考えていきますと、かつての児童相談所は、子どもの保護をするときには最大限保護者の同意を得るよう留意していました。

ところが、こと虐待ということになりますと、多くの保護者が虐待を認めず、「ほっといてくれ」と保護を拒否しますので、従来のやり方では、そこに手が出せない。そのためにさまざまな残念な事件も起こっていると

いうことで、厚生省は、児童虐待防止法成立以前の平成9年6月、私たちが「434号通知」と言い習わしていた「児童虐待に関する児童福祉法の適切な運用について」という通知を発出しました。そこでは、「児童虐待への対応については、現行の児童福祉法において、通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申立てなど所要の規定が設けられているが、これまで必ずしもその適切な運用が図られてこなかったきらいがある」と従来への対応を批判し、一時保護についても、「……必要に応じ児童相談所等の一時保護ないし一時保護委託を積極的に活用することにより、児童の迅速な保護が図られるよう万全を期されたい」と、子どもの安全を第一にするよう方針の転換を求めたわけです。

そして「児童虐待防止法」ができると、先ほど言いましたように、子どもの安全を確保するため、必要に応じて子どもの保護を、それも速やかにこなわなければならないとされました。

したがって、現在の児童相談所は、子どもの安全が脅かされると思う場合には、保護者の同意を得ることよりも子どもの安全を重視し、速やかに一時保護するようになっていきます。そのため、必然的に保護者と激しく対立しますし、逆に保護が適切におこなわれなかった場合には、今度は社会的に大きな批判にさらされることになるわけです。

一時保護の実情

では、一時保護というのは、どれぐらい実施されているのでしょうか。最近の数値を載せた表1を用意したのでご覧ください。なお本表は、虐待事例だけを計上しているわけではございません。児童虐待で保護した子どもに加え、非行をおかした子どもたちや、障害を持った子どももいれば、いろんな事情で保護者が養育困難になってお預かりしている子どももいます。そういうすべてを合わせた数字ですので、その点にはご留意いただきたいと思います。

さて、その件数ですが、平成16年度は8,427件でしたが、平成17年度になると9,043件に増加し、平成19年度には10,221件となって、1万件を超

えています。

なお、一時保護を行う場所については、児童相談所において行うだけでなく、適当な者に一時保護を加えさせることができることになっています。それでも一番多いのは児童相談所の一時保護所で行う場合です。ここで示されている件数は、先にも述べましたように、児童虐待ケースだけではありませんが、そのことはとりもなおさず、一時保護所では、非行児童と被虐待児童とが起居をともにするとか、年少児と年長児と一緒に生活するといった状況が生まれ、また入所期間もまちまちですから、そこでの生活は、虐待環境から保護されるということはよいとしても、生活上のさまざまな困難が生じ得るという点も、ふまえておかなければなりません。

先ほど、児童相談所が困難を抱える大きな理由の一つとして、虐待対応件数が急増していることを挙げましたが、私は、この一時保護件数が、8千件、9千件、1万件という形で増えてきている点も、大きな要素になっていると考えています。児童虐待対応件数ほどには伸びていないようにも見えますが、実は保護所の受入れ能力の問題もあって、大都市などでは、一時保護そのものを、何週間も、中には何ヶ月も待たなければならないと

表1 児童相談所が行う一時保護の実情

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
一時保護所		6,214	6,412	7,081
一時保護委託		2,213(100%)	2,631(100%)	3,140(100%)
	児童養護施設	1,143(51.6%)	1,362(51.8%)	1,488(47.4%)
	乳児院	343(15.5%)	472(17.9%)	552(17.6%)
	児童自立支援施設	44(2.0%)	28(1.1%)	43(1.4%)
	情緒障害児短期治療施設	35(1.6%)	47(1.8%)	59(1.9%)
	障害児関係施設	126(5.7%)	123(4.7%)	157(5.0%)
	その他社会福祉施設	27(1.2%)	48(1.8%)	130(4.1%)
	警察署	81(3.7%)	110(4.2%)	124(3.9%)
	里親	185(8.4%)	209(7.9%)	286(9.1%)
	その他	229(10.3%)	232(8.8%)	301(9.6%)
計		8,427	9,043	10,221

いう実態がありまして、この面でも児童相談所の業務は、たいへんシビアな状況になっております。

自衛する児童相談所

ところで先ほど、児童相談所で職員が怪我をさせられたという事件を紹介しましたが、当該の児童相談所では早速、こうした危険から身を守るためにさすまたを購入し、つい最近も、さすまたの使用方法について訓練をしたとおっしゃっていました。保護者との対立、保護者の暴力的な対応というのは、一時保護をめぐる発生することが多いのですが、児童虐待防止法ができた頃から、つまり児童相談所が「434号通知」や児童虐待防止法をふまえて職権で子どもの保護を図るようになってから、その傾向が大変強くなってきています。そこで、こうした事件のあるなしにかかわらず、職場に防刃チョッキを備えたり、警察の道場に行って職員が護身術を学んだといった話が、児童相談所のあちこちで聞かれるようになりました。背に腹は代えられないというところでしょうか、児童福祉に携わる職員が、本当に護身術を身につけたり、さすまたの訓練をする、しなければいけないのかということに、私自身は疑問があります。そのような意味でも、この制度自体、果たしてこのままでいいのかということを検討すべきではないかと、私には感じられます。

司法の関与

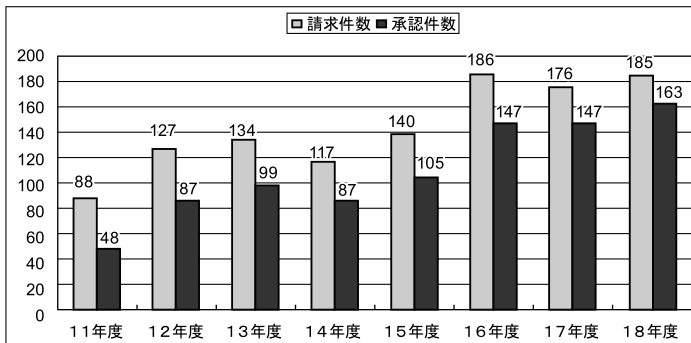
私が思いますのは、やはり司法がもっと積極的にこの問題に関与していく必要があるのではないかとことです。子どもを養育をしていくというのは、親御さんの義務でもあります、同時に権利でもあります。一方で子どもは、虐待など受けずに安心して生活し、成長していく権利があるはずで。そうすると、仮に子どもが虐待され、保護者のもとで生活することの是非が問題となってくるような場合、端的に言えば親の権利と子どもの権利がぶつかり合っていると言ってもいいのではないのでしょうか。どちらの権利を重視するかという問題が発生しているとしたら、そこへ司法

が関与するのは当たり前ではなかろうかと思うのです。

しかしながら現在の法制度においては、そうした点への司法の関与はありません。現在、おもに司法がかかわっているのは、児童相談所が行う「児童福祉法」第28条の申立てについて承認するか否かを判断するというものです。要するに、このまま在宅で保護者のもとに置いておくことは子どもの福祉にとって著しくマイナスであり、児童福祉施設入所等が必要と児童相談所は判断しているのに、保護者は虐待を否認、否定するなどして入所に同意しないような場合に、児童相談所が申し立てることによって初めて、家庭裁判所が出勤するというしくみです。

その件数が、図6をみていただければわかりますように、年間を通じて200件足らずということになっています。この図は厚生労働省のホームページを引用しており、家庭裁判所の直接のデータではないのですが、現在、児童相談所は全国で合計197カ所設置されていますので、平均すると1つの児童相談所が年間約1件の申立てをしている計算になります。

児童虐待防止法の第2次改正によって、今後は、児童相談所から「臨検・搜索」に対する許可状の申請が出されることとなりますので、家庭裁



* 親権喪失の申立ては、
平成16年度4件、17年度2件、18年度3件

図6 28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）に基づく請求・承認件数

判所の関与も、また増えてくることが予想されますが、それにしても、現在のこのような司法関与のあり方は、やはり受け身的に過ぎるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

司法への期待

児童虐待への対応というのは、発生の予防から、発生したときの発見と通告、さらには初期対応や子どもと保護者への援助、あるいは親子分離と親子の再統合など、切れ目のない支援が必要だと言われています。

一方で、児童虐待というのは、大変複雑であり困難な問題でもありますから、一機関だけで取り組んでも決して成功するものではなく、多分野共同の取り組みが不可欠であるとも言われております。

また、虐待の対応においては、虐待の事実を確認するために立入調査や臨検・捜索を必要とする場面、子どもを緊急的に保護する場面、そして施設入所させるか否かという判断が求められる場面、虐待をする保護者を援助したり、指導に従わない保護者に対して指導に従わせる必要が生じる場面など、司法が関与することが検討されてよいさまざまな局面があります。

司法の関与ということについて、現在の枠組みから出発するだけでなく、本来どうあるべきか、あるいは児童虐待という我が国が直面している重要な問題に対して、司法はどのような形で貢献できるのか、という観点で積極的にご検討いただき、制度設計をしていただければありがたいと、私は希望しています。

ある事例

私に与えられた残り時間が、あと5分ぐらいになってきましたけれど、最後に一つ事例をお示しをして考えてみたいことがあります。

この事例は、虐待による死亡事例です。実は私は、この死亡事例の検証委員をしていたのですが、内縁の男性が、小学校5年生の男の子に対して暴行を加え、傷害致死で死亡させたという事件です。この事例については、児童相談所の対応、学校の対応等々さまざまな課題があったわけす

けれども、今日申しあげるのはそのことではありません。行きがかり上、この内縁男性の公判に行ってきたものですから、そこで感じたことを申し上げたいと思います。

公判で検察側は、男性を厳罰に処す必要があると主張しました。実は亡くなった子どもにはきょうだいがいて、その子も虐待されていたという事実がありました。加えて、この男性には傷害の前科があり、さらに検察側陳述のなかでは少年院に入っているという経過にも触れられておりました。ですから、今後も同様の事件を繰り返す可能性があるという指摘し、情状を酌量する余地はないから、厳罰に処すべきだという論理です。

検察側が言うのは、立場上からしても、私も一応は理解できました。ではこれに対して弁護側はどのような主張を展開したのでしょうか。弁護士は、男性は暴行を加えたあと、異変に気づいて救命の措置をとっている。殺害の意図はまったくなかった。その点をまず認識すべきだと述べました。この点も、私には了解できることです。ただし、その後の主張には、いささか疑問を感じました。

彼は今は、毎日写経をして反省していると言います。ついで、母親とのあいだで示談も成立していると説明しました。これには違和感を感じました。なぜとって、この母と男性とは、入籍はしていなくとも内縁関係にあるわけですから、いわば夫婦の間で示談をしたようなものだからです。そしてよく聞いていきますと、どうも写経を勧めたのも示談をまとめたのも、この男性の担当弁護士らしく感じられました。邪推かも知れませんが、弁護士は、本人が反省していることを具体的な形で示し、情状を有利に運ぼうとしたのではないのでしょうか。

もちろん、弁護側が寛大な処分を求めるのは当然でしょう。しかし、彼が本当に反省し、形式ではなく内面から反省して子どもの死を償うためには、もっと違った方法が必要ではないのか。

この男性は、少年院に入っているような事件を起こしているわけですから、考えてみると大変不遇な生育歴を持っていたかも知れません。端的に言えば、自らも虐待されていたかも知れない。そうした生育史が今回の事

件の底流に流れているとしたら、弁護側は、むしろ彼の生きてきた歴史を掘り起こし、その歴史の中に今回の事件を位置づけ、彼にも自覚させ、そして反省を促す必要があったのではないかと、私は考えたのです。

児童福祉の現場にいますと、今まで述べてきましたように、保護者と対立することも多く、彼らがどうしてこのような虐待をしてしまったのかを、ゆっくり話し合う機会が持てるとは限りません。これは不幸な事例ですが、なぜ彼が虐待を起したのかを掘り下げ、明らかにすることができれば、虐待のメカニズムも浮かび上がり、深められ、今後虐待を繰り返さないためには、どうしたらいいかということも見えてくる。それは亡くなった子どもの死を、少しでも無駄にしないことにつながるでしょうし、今後の多くの子どもや家族にとっても、大変意味のある作業となるのではないのでしょうか。

司法の役割について検討し、制度や政策を改善していくことは、もちろん重要なことですが、冒頭に申し上げたように、児童虐待への対応は、現在も試行錯誤の段階にあるだけに、こうした公判という場を通じて、司法には、他ではできない種々の貢献ができるのではないかと感じたものですから、僭越ながら一言申しあげた次第です。

児童虐待に対する社会的な理解の促進を

さて、最後に「児童虐待対応をめぐる課題」として、3つの項目を挙げさせていただきます。最初の2点、「子どもの保護を行う児童相談所の課題」「求められる積極的な司法の関与」につきましては、これまでから縷々述べて参りましたので、ここでは省かせていただき、最後の項目「児童虐待に対する社会的な理解の促進」という点について一言述べて、私の報告を終わることに致します。

「児童虐待防止法」第1条は、児童虐待について「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」と明記しており、児童虐待が明確な人権侵害であること、また、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす問題であるとして注意を促しております。

私たちは、児童虐待の問題をこのような観点からとらえ、単にこの問題にかかわる関係者、関係機関の問題にとどめず、広く国民の中で理解を深め、取り組んでいく必要があるかと思えます。とはいえこの問題は、家庭の中でももっとも困難な問題の一つであることに間違いはありません。一朝一夕にはいかない難しい課題をたくさん抱えているのですけれども、それを乗り越え、少しずつ前進させ、少しでも子どもたちの未来が明るくなるよう、私も引き続き努力していくことを申し上げて、若干時間が超過してしまいましたけれども、一応これで最初の問題提起、話題提供とさせていただきます。

ご清聴、どうもありがとうございました。

第2部

パネルディスカッション

子どもの虹情報研修センター研究部長	川崎二三彦
弁護士	岩佐 嘉彦
京都産業大学法学部教授（家族法）	山口 亮子
京都産業大学法学部講師（被害者学） 臨床心理士	新 恵里
	《コーディネーター》成田 秀樹

個別報告

岩佐 嘉彦

○岩佐 みなさん、こんにちは。紹介いただきました弁護士の岩佐です。

弁護士になって20年たちます。子ども虐待について法律がどのような対応をしてきたのかについて簡単にご紹介したいと思います。

児童虐待への対応における司法の関与

まず、司法の関与という視点から、虐待への対応の全体像を簡単に紹介します。

虐待が疑われるとの通告等がなされた場合、児童相談所は、まず調査を行います。調査するしないの判断をする以前に、とにかく保護しなければいけないというケースもありますけれども、まず調査をしたうえで、どういふふうに援助していくかという援助計画を立てるわけです。

その援助計画の中身は、子どもさんを家庭に置いたまま、例えば子どもさんを保育所に預けたりして、少し子育ての負担も減らし、また、経済的な不安があれば、それに対する支援をする等した上で、子どもと家庭のなかで一緒に生活する方向で支援するというケースもたくさんあるわけです。

一方では、子どもさんを家庭に置いておくわけにはいかないということで、子どもさんを家庭から引き離して、家族を支援していくというパターン

ンがあるわけです。

子どもさんを家庭から引き離す場合、長期的にどこかに預けるとしたら、児童福祉施設か里親さんに預けることとなります。これには親権者の承諾が必要で、親権者が承諾してくれないときには、家庭裁判所の承認を得て、子どもを施設や里親さんに預けることとなります。ここで、初めて司法は顔を出すわけです。

子どもさんを家庭に置いたまま支援をしていこうといったときに、例えば保育所に子どもさんを預けてくれれば、ずいぶん親の子育ての負担が減るので、子どもを家庭に置いた状態で支援できるとか、例えば不適切な養育をしている親が精神科に通院し専門的な治療を受けるとか、定期的に児童相談所に必ず相談に来てもらうとか、そういうパイプがつながれば、家庭での支援が可能ではないかと考え、在宅で計画を立てるのだけれども、親がその援助計画にのってこないこともあります。このような場合に司法が関わる仕組みは現行制度ではありません。都道府県知事が保護者に勧告をするといった制度があるにとどまっています（例えばイギリスでは、在宅での支援計画について親が承諾しない場合に、裁判所が計画を承認するという制度があります）。

児童虐待への対応システムの中で司法がかかわるのは、非常に部分的なものです。

また、子どもの安全確保のために一時保護という手続きがあるわけですが、そこにも司法の関与はありません。行政機関である児童相談所だけの判断で、子どもを保護しています。

アメリカやイギリス比べると、司法の関与は、少ないのです。

あともう一点。今日は法政策学科ということで、制度や法律に焦点が当たりますが、子どもの虐待というのは、もちろん子どもさんの安全の確保ということが第一であります。が、あわせて、子どもさんの育ちを援助していくという手続きですので、子どもと親の関係とか、子どもだけではなく、不適切な養育をしている親にどう支援していくとか、子どもと親との微妙な人間関係をどう紡いでいくのかという臨床的な作業が必要です。

児童虐待をめぐる法改正

児童虐待をめぐる法改正の概略について、説明します。

もともと「児童福祉法」が昭和22年に制定され、さっき申しあげた援助の輪郭は、このときからあったわけです。ところが、長い間、法制度が活用されず、最近になって児童虐待問題が社会的に大きな問題になって、「児童虐待防止法」が制定され、その後「児童福祉法」と「児童虐待防止法」が、何度か改正されて、こんにちに至っています。

その改正について、一貫しておこなわれているのは、児童相談所の権限を強化するということです。

例えば虐待を受けている子どもがいる。そうすると、場合によって家庭に強制的に入って行って子どもを保護しなければならない。その際に必要であれば、裁判所の許可をもらって鍵を壊して家の中に入れるようにする、必要な場合に警察との連携を図ることができる点を明確にするといった改正がなされています。それから子どもを児童相談所が保護したあと、どこに子どもを保護しているのかということ保護者に言ってしまうと、強制的に連れ戻される危険があることから、必要な場合に一時保護した場所を保護者に言わなくても良いことを明確にする。さらには一時保護したあと、最終的に児童福祉施設に子どもさんを入所させる場合にも、必要であれば、保護者と子どもとの面会を制限できるとか、施設のまわりを付きまとわないように命令できる等、いろいろなかたちで児童相談所の権限を強化してきました。

児童相談所は、通告を受ける、調査をする、家族に対する指導計画を立てる。場合によっては家庭裁判所に児童を施設に入所させるために申し立てをする。児童虐待への対応の中核を全部児童相談所が担っているわけです。

権限を強化する一方で、権限が集中しすぎているのではないかとの問題意識から、権限の分散や関係機関との連携の強化を図っています。児童相談所というのは、おおむね都道府県と政令指定都市、京都であれば、京都府と京都市が児童相談所を持っていますが、それ以外に市町村も、具体的には長岡京市とか向日市も児童相談の窓口になるようにしました。

また、「要保護児童対策地域協議会」といって、児童虐待に関係する機関が集まって協議をする会議を法律上、制度化しました。

先ほど出ています司法の関与ですけれども、これは全体の児童虐待への対応という枠組みから言うと、現行制度上、非常に部分的、制限的なものなのです。この間の改正で司法関与の強化が図られています。元よりは強化されていることはたしかですが、強化のされ方が、まだ部分的なのです。

一点は、児童福祉法28条1項の措置を2年毎の更新制にしたという点です。これは、これまででは親権者が同意してくれないが子どもさんはこの親の元で生活させるわけにはいかないと考え、施設に子どもを入れたいというときは、家庭裁判所の承認を得て行っていたのですが、子どもが施設に入れば、5年、10年、どの段階で子どもを家に戻すのか、戻さないのかは、もっぱら児童相談所だけの判断で決めていたわけです。

しかし、それを免許の更新制みたいにした、裁判所の承認で施設入所したケースについては、まず2年たって、さらにまだ施設に子どもさんを入れておく必要があるということであれば、もう承認を更新するため裁判所に申し立ててください、2年間施設に預かっていただけれども、まだ家族のもとには帰せる状況にはない、だから、さらにあと2年は施設に入れないといけないということを示し、家庭裁判所その必要を吟味するという仕組みになりました。

また、子どもさんを裁判所の承認のもとで施設に入れるという場合に限ってですけれども、裁判所が指導を勧告する制度もできました。こういうケースは施設に入ったあと、保護者にも児童相談所に通ってもらって一定の指導・支援を受けてもらった方がいいのではないかとすることであれば、それを家庭裁判所が勧告する制度です。

ただし、話がややこしいですけれども、裁判所が直接、保護者に命令勧告する制度ではなく、行政機関である児童相談所に勧告する制度となっています。親に児童相談所に通いなさいという勧告をする場合には、「児童相談所は、ちゃんと親に来るように指導しなさい」という、児相に対して勧告をする制度です。

法律改正の評価

この間の一連の改正ですけれども、この改正の中には、改正前からやっていたこと、通達等ですでに記載されていたことを法律にただけというものもあります。これについては、通達だけよりは法律になったおかげでその精神が関係者や一般の市民も含めて徹底されてよかったと思います。

それから全体的に、これは法律の改正だけの効果ではないと思うのですけれども、ともかく子どもの安全を確保するということが重要なのだということが、関係者に対し、以前に比べて相当意識付けされていることはたしかだと思えます。

その結果、通告件数が増えて、川崎さんのお話にあったように、児童相談所の取り扱う虐待相談件数が非常に増えている。さらには親の反対があっても施設に入れるという、「児童福祉法」28条に基づく申立件数が非常に増えているということにも端的にあらわれています。

もう一方で、改正で制度はつくったのですけれども、利用されていない部分もあります。レジメにいくつか書きましたけれども、全般的に、いろんな手続きを踏まないといけないので、実効性が薄いというものもあります。すけれども、ともかく手続きがいろいろややこしいものについては、よほど必要性のあるケースは使われるのでしょうけれども、制度自体があまり使われてないというのが私の印象です。

今後の課題

簡単に今後の課題について触れたいと思います。この間、児童相談所の権限を強化していったということがあるのですけれども、権限強化が功を奏していると言えるのかという問題です。

虐待の対応過程のほぼ全部の役割を児童相談所に担わせただけでよいのか。これは、さまざまな所で繰り返し指摘されますが、専門性や人員の強化というものがなしに、権限強化だけを図ることは正しい方法とは言えません。子どもの安全確保は必要であり、第一であるのですけれども、あわせてこれは子どもの育ちをどう支えていくかという問題でして、社会的な

視点、子どもの発達を支援していくという視点、親への経済的・社会的・心理的な支援という視点。そういうものを総合的に判断できる人が強権発動で保護するかどうかを決めてもらわないといけません。このところがぜひ必要です。児童相談所のケースワーカーの数の問題についていうと、私は大阪から来ているので、こういう例えになるのですが、大阪市の住吉区でも何区でもいいのですが、児童相談所の担当者は、一人です。しかし、住吉区に保育所は何個ありますか、幼稚園は何個ありますか、小学校は何個ありますか。

もちろん虐待については虐待対応課というのがあるので、そこが対応するという仕組みもありますが、少し足りないといったレベルではなく、私の感覚では10倍とか20倍ぐらい足りないと思っています。ともかく爆発的に足りないという状況です。

それからもう一方で、児童相談所の負担を減らすために、相談体制を分散化していますけれども、私としては、分散化によって、誰が児童虐待の問題について基本的に責任を持つのかといった役割があいまいにならないのか、権限関係・役割分担が複雑にならないのかという問題意識を持っています。

それから英米と比較して司法の関与が圧倒的に少ないわけですが、司法関与だけを強めていけばすむのかというのは、先ほどの話と深くかわるので、総合的に考えることが必要です。

私自身は司法関与の強化というのは非常に重要だと思っています。

ただ、強力な司法関与は、いろいろ臨時的なていねいな見立てがなされることと車の両輪のようにならないといけないので、児童相談所の専門性や人員の強化がないなかで、司法手続きだけが強化されるのは問題です。

最後にひとことだけ、今回は、児童相談所のところを中心に話をさせていただきましたが、言うまでもなく虐待の問題は、司法権の分野であるとか、教育・心理の分野であるとか、さらにはいま問題になっている、保護したあとの子どもにどう対応するかということで、児童養護施設や里親さんの問題とか、問題が山積みであります。そんな問題山積みのなかの今日

は、法律改正に関するところに焦点を当てて、簡単にご紹介させていただきました。

どうもありがとうございます。

個別報告

山口 亮子

○山口 法学部の山口と申します。今日の報告では、日本の国が子ども虐待にどのように対処しているのかについて、予算と法手続の側面から見ていきたいと思います。また、私はアメリカの家族法を研究しておりますので、比較の対象として適宜アメリカ法を参考にしていきたいと思います。

社会保障給付費における児童・家族関係給付の位置について

先ほど、川崎先生から虐待の加害者に母親の割合が多いとご説明がありました。日本においては、虐待を行っていない親でも、子育て時の閉塞感や社会的孤立、そして仕事と育児との兼ね合いに悩んでいる人たちは多いことと思います。ここでは、虐待には直接関係はありませんが、国が社会保障費においてどこにどれだけ予算を付けているかを見ていきたいです。先ほどから子どもにお金が使われていないとか、あるいは母親による虐待の数が多いにもかかわらず、援助が少ないとありましたが、社会保障はどのくらいの割合を子どもに使っているのでしょうか。平成18年度の社会保障給付費は89兆円でした。そのうち、制度別や部門別、機能別という区分けの仕方がありますが、ここでは対象者別で見ますと、「高齢者関係給付費」は62兆円で全体の70%を占めています（国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>）。この中には年金保険、老人保健、老人福祉等が含まれます。高齢者の問題というものは、世間的にもみんなが関心を持って議論しておりますのでお金もたくさん付くようです。対して、児童手当、児童扶養手当、児童福祉サービス、育児休業給付、出産関係給付を含む「児童・家族関係給付費」は3.5兆円で、全体の4%

にしか過ぎません。働くので子どもを預けたい、精神的にゆとりがないため、ネグレクト・虐待してしまう、という人たちにこそこれらの保障が必要だと思いますが、全体では極めて小さな割合しかありません。

次に、国際比較で見えます。様々な分類・統計の仕方があるので、社会保障費を簡単に国際比較することは難しいのですが、資料によりますと、OECD加盟国の社会保障支出総額を対GDP比率で見た場合、2003年には19カ国中、日本は15位で社会保障費用の規模は決して大きくありません。（勝又幸子「社会保障給付の国際比較—OECDデータより—」世界の労働58巻4号（2008年）25頁）。そして、社会保障支出の内容を政策分野別に見た場合、家族についての支出はOECD諸国中、対GDP比率で3.8%から0.1%の開きがあるなか、日本は約1%で、23カ国中18位と、各国に比べその政策の規模があまりに小さいことが分かります（同上、29-30頁）。

厚生労働省の予算

日本で子ども虐待問題を扱っている省は厚生労働省です。その平成20年度の一般予算会計は約22兆1,223億円でした。そのうち、虐待問題を扱う雇用均等・児童家庭局の予算は、9636億円でした。局の予算は全体の4%です。そしてその局内で児童虐待防止対策関係予算は849億円が計上されました。局内の9%になっております。全体からすると非常に少ない割合です。しかし、約850億円ありますので、それがどのように効果を上げるか、今後期待したいと思っております。

日米の虐待通告と手続の相違

まず、日米の虐待の通告とその後の対応についての数を確認します。日本は、昨年度は虐待通告件数が4万件を超えましたが、平成18年度については、約37,323件でした。虐待が児童相談所に通告されて、職員が対応しますが、初期対応としては、在宅指導が約8割となっております。虐待が通告されたらすぐに引き離しがおこなわれていると思っていらっしゃる

方もいるかもしれませんが、多くはケースワークによるサポートがなされています。

これに対し、アメリカの通告件数は2006年度で約330万件ありました(360万人を調査)(U. S. Department of Health & Human Services, Administration for Children and Families, Administration, on Children, Youth and Families, Children's Bureau, Child Maltreatment 2006)。日本の約100倍です。アメリカの人口は約3億人で日本の倍以上ですが、日米の違いは制度の違いが大きく影響しております。ただ、ここで指摘したいのは、虐待が確認されなかった割合が71.4%もあるということです。通告件数がすごく多いのです。虐待の疑いがあったという段階で通告しているものが多いので、通告してちょっと調べてみたら、これは虐待ではなかったというのが7割もあります。これが日本との大きな違いです。日本はどうして通告したものが全てが虐待実数かというと、そういうカウントの取り方をしているからでして、今後ぜひ統計の取り方というものも考えていかなければならないと思います。法律上は、「虐待を受けた児童」を通告するのではなく、「虐待を受けたと思われる児童」となっておりますので、疑いのある段階から通告できる制度にはなっておりますが、実際には実数がカウントされております。あるいは、確実なものしか通告しないような風潮になっているのかもしれません。

また、日米でこのように違う理由の1つには、アメリカでは通告に対して罰則制度があるということが考えられます。虐待を知り得るような専門的な立場にいたにもかかわらず発見を怠った、あるいは通告を怠ったというときに、州で法律は違いますが一般に罰則規定がありますので、特に専門家たちにとって通告は、かなり意識の高いものとなっております。もちろん、通告しても、それが間違いだったというときには、免責という責任が問われない制度もありますので、安心して通告できます。そして児童相談所が調べてくれるという信頼関係があるということです。

さて、アメリカで通告件数の3割に当たる約90万件に虐待が実証されていますが、このなかで日本とは違って一時保護されているのが約8割に

上ります。これは制度の違いがありますし、基準の違いもあるかとは思いますが、日本では在宅保護が8割に対して、アメリカが2割です。

次に、1年間に虐待が原因で亡くなった人数です。日本は、平成18年で61人おりました。しかし、心中件数はこれに含まれておりません。平成18年に心中で子どもが亡くなっているのは65名です。ですから、126名の子どもが親から殺されているということになります。

これに対してアメリカは2006年に虐待による死亡者数が1,530人です。なぜこのようにアメリカが多いかといいますと、アメリカの虐待の原因というものに、貧富の差が激しいことと、薬物依存症があると言われていいます。アメリカでは薬物障害によって虐待、ネグレクトしてしまうという親がかなりの数いるのです。日本は、育児の延長線上に虐待があるケースが多いとされていますので、まだこの数で収まっておりますが、薬物というものは、虐待にとってもこれから非常に考えていかなければならない問題です。

通告・一時保護に対する日米の相違

制度の大きな違いは、アメリカは一時保護時から裁判所が関わり裁判所が親子の引き離しを決定し、その後、数ヶ月ごとに親の状態と児童相談所の対応計画について裁判所がチェックをし、裁判所が主体となることです。裁判所は親と児童相談所と双方を審査して決定しますので、中立的な立場で判断を下しています。これに対し、日本では一時保護もその後の施設入所も親が同意すれば、裁判所は関わりません。同意のない一時保護に至っては、児童相談所の職権で行われるので、そもそも裁判所の介入はありません。アメリカでは、親の主張は全て裁判所で聞くことになります。裁判所により親と児童相談所との双方の主張が聞かれなければ、親の適正手続が保障されないためです。日本では、一時保護時に不服があれば、行政不服申立てをできますが、全ての親がその手続をとるわけではありませんから、手続保障の点で問題があります。

また、日本では一時保護で約27%が引き離しになるにもかかわらず、

アメリカは8割と数が多すぎるのではないかという疑問も出てきます。子どもを引き離すときの基準が、アメリカは低すぎて、日本では高すぎるのかもしれませんが。同じ「子どもの利益」という言葉を使っても、それぞれの国によって基準が違うのでしょうが、それが行政の判断か、裁判所の判断かで異なるのかもしれませんが、裁判所の介入の有無による差かもしれません。

児童福祉司の割合について

日本は児童相談所が相談から指導、引き離しまで行っていますので、その仕事の専門性や量はかなりのものです。したがって、それなりの手当てをすべきです。しかし、厚生労働省が決めるその最低限の配置数は5万人から8万人に1人となっています。実際は各都道府県、政令指定都市でばらつきがあり、多く配置しているところと、少ないところがありますが、それは各行政が福祉にどのような意識であるのかの違いによります。京都府および京都市は人口263万5千人に対し、80名の児童福祉司がおり、3万人に1人の割合となっており、全国レベルでは多い方だと思いますが、それでも厚労省の最低ラインが低いのであり、川崎先生のご講演にもありましたように、常に人員が不足しているのが現状です。ここにかんがりの予算を付けるべきです。京都の人口とほぼ近いカンザス州とアーカンソー州を調べて見ましたところ、カンザス州ではソーシャルワーカーが357名おりまして、アーカンソー州では548名おりました。

日本の虐待対応の法手続とその数

平成18年度の通告件数は37,323件でした。そのうち、一時保護されるのが約27%の10,221件で、これは非行等も含めた全ての数です。虐待の一時保護は親の同意が基本ですけれども、同意できない場合でも、児童相談所が職権で行います。程度がひどいものになると、もう同意は取らずに児童相談所がおこないますが、即座になされるものと、通告から一時保護されるまでに数ヶ月を要するケースがあります。職員の方にお話を聞きます

と、大変きめ細やかな相談と指導を行われているようで、親の同意を取り付けるまで5、6ヶ月かかり、一時保護へ至っている例もあります。しかし、この時間をかけ、親に対して心理的サポートを行っていることが、時間の遅れにつながったり、一時保護決定の甘さになっていたりするのはないか、との懸念もあります。研究者の多くは基本的に一時保護時からの裁判所の介入について支持しておりますが、なぜか立法化されません。児童相談所のなかで以前は裁判所介入に消極的な意見も聞かれましたが、先ほどの川崎先生のお話では、積極説も増えてきているのかなと思います。

平成18年度の施設入所は3,874件です。通告件数から約1割に減りますが、その期間も問題です。一時保護は法律上2ヶ月と定められていますが、5、6ヶ月くらいに伸びているものもあります。その間、親の同意に時間がかかったり、審判手続に時間がかかったりしているのかもしれない。同意がなされずに審判により施設入所させる件数は163件ですので、多くは職員による同意の取り付けに任されています。家庭裁判所の承認件数は、平成10年には65件であったので2.5倍に伸びていますが、1年間に子どもが虐待により死亡する数からすると、やはり強制的な引き離しの数は少ないように思います。施設入所の約3,800件に比べて、審判件数が少ないというのは、同意に頑張っているからなのか、家庭裁判所は申し立てられれば8割程度は承認していますので、家庭裁判所が承認をしていないというわけではありませんから、児童相談所が家庭裁判所に持っていくことを躊躇しているのではないかと、という疑問が出てきます。一時保護から施設入所、あるいは里親委託されるまで子どもは学校にも行けず不安定な立場にいますので、時間的にも早期に決定する方が良いのではないかと思います。なお、子どもが施設入所や里親委託されることについて、親との引き離しが子どもに悪影響が多いと思われる面が強いのかもかもしれません。これについては、新先生が子どもの心理面についてお話しくださると思います。

そして、最終的には親権喪失という手続きが用意されております。平成18年度に、児童相談所所長の申立てによって親権喪失が認められた数は

2名でした。施設から親元に戻る子どももおりますし、里親家庭で暮らして養子縁組される子どもも若干はおります。年齢が上になって自立する子どももおりますので、すべてが親権喪失をしなければならないというわけではありませんけれども、先ほど子どもが亡くなっている数から見ると、この2名というのは、やはり少ないのではないか。日本の親権喪失は、親権だけの喪失で、親子の縁が切れるわけではありませんから、親権の終了とは違うわけです。親権の喪失の原因が去ったら、それを取り消すことができますので、親権は回復できます。ですから、最終的な判断ではないはずですが、やはり国民的イメージ、そして法的イメージから、その手続きは慎重になっているという現状です。

なお、アメリカでは年間に66,000件の親権の終了がおこなわれているとされています。その多くは養子縁組されますが、養子縁組は、アメリカでは親権の終了後に行いますので、子どもとの縁がまったく切れます。そして、子どもがどこに行ったのか、親にはまったく知らされないということになります。

虐待による死亡事例の検証

厚生労働省では、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第3次報告平成19年6月22日）」を公表しております。「児童相談所が関わっていた事例」というのは、よくマスコミでも出てきます。調査が開始された平成15年7月から12月までの間では、死亡事件の約半数（12件）に児童相談所が関わっていました。平成17年にはその割合は19.6%となり、若干減っておりますけれども、それでも数は10名で、関わっていたにもかかわらず死なせてしまったという、児童相談所にとっても非常に残念な結果となっております。もう一つ数が多いのは、「関係機関との接点はあったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例」です。誰が判断していたかという点、関係機関ですので、児童相談所以前のどこかです。したがって、児童相談所だけが問題なのではなく、関係機

関も問題なのですが、それが平成17年度は23件で割合は45.1%と半数近くあり、非常に高い数字になっております。

以上から考察できる課題は次の通りです。

1. 日本の虐待防止法制度は、児童相談所が中心となっていることから、負担が大きすぎるのではないかと、という問題です。児童相談所の職員の方々は大変きめ細やかな対応をされているので、親にとっては大変力強い相談相手となっているであろうと思います。しかし、子育て支援、虐待の認定、引き離しの同意の取り付け、そして強制的引き離しも全て児童相談所がやっているのは、負担が大きすぎる上に、矛盾を抱えてしまうのではないのでしょうか。
2. 児童相談所関係の予算と人が絶対的に不足しています。現在、いろいろなお金がお金足りませんが、国はどこにお金を使うべきかが問われなければなりません。少なくとも児童相談所は虐待問題を一手に引き受けています。私たち国民ができることは限られています、せめて予算を児童福祉に使うという社会を受け入れる必要があると思います。
3. 他機関からの通告等、連携はうまくいっているか。死亡事例のところでも明らかになったように、関係機関との連携がうまくいっていないようです。医者や学校の教員、学校、そういうところから通告がされているのか。学校や病院で通報義務違反については何らかの対処をしなければならないかもしれません。
4. 親子の引き離しの決定について、他機関（裁判所）の関与は必要ではないか。児童相談所だけが引き離しの判断を行っていることについて、やはり同じ事務所、同じメンバーでは考え方が固定化するのではないかと懸念しております。経験と専門に裏打ちされた児童福祉司の決定を覆せるほど、他の者の意見が優れているとは限りませんが、やはり違う立場からの意見や強制も必要ではないかと、思います。また、裁判所が決めてくれた方が、児童相談所はケースワークに力を入れられるのではないかと、とも思います。相対立する業務を1つの所が行うことに対して、親も戸惑うでしょうし、相談所内にもかなりの矛盾を抱えているの

ではないでしょうか。

アメリカでなぜ裁判所が関与しているかということ、親の適正手続というものの保障なのです。日本では、親が同意して子どもが引き離されますが、そのときに、自分はほんとうはこう言いたいんだ、こういうふうにやっているんだという主張が、児童相談所との間だけでおこなわれますので、後から不服を申し立てることもできますが、せずに黙ってしまうということもあります。だから、そういう主張というものをすべて裁判所でしなければ手続きが完成されないというところで、裁判所が関与する必要があるわけです。

もう一つは、裁判所が関与するということは、児童相談所もチェックされますので、児童相談所がどういうふうに、この子を親と再統合させるために面会を継続していくか、あるいは面会を控えるか、何カ月ほどこの施設に置けばいいか、その間の学校はどうするか、友だちづきあいはどうするかといった計画がチェックされなければなりません。しかし日本ではそういうのが今のところない。そして施設から退所するときにも、司法の関与がありませんので、そういうところをチェック機関として裁判所が関与するということも必要ではないかと思っています。私の報告は以上です。

個別報告 「虐待の心理的な影響と求められる政策 ——子どもの立場から——」

新 恵里

○新 京都産業大学、法学部の新と申します。私は、被害者学という、少し耳慣れない学問をしております。とくに、私は、犯罪、事故、災害などの被害に遭った人への支援政策に関する研究をしております。

法学部の教員ですが、臨床心理士でもあり、法学と心理学の、二足のわらじを履いております。しかし、この虐待の問題もそうですが、私自身は、法学、心理学などいろいろな角度から見ていく必要があると思っておりまして、私のなかではそんなにはっきりと分かれてはおりません。本日

は、特に心理的な問題を子どもの立場から考えたい、虐待を受けている子どもの代弁をしたいと思っております。

まずはじめに、虐待被害を受けている子どもは、殴られる、蹴られるなどして骨折など重傷を負ったりと、けがをすれば、当然身体的なダメージを受けるわけですが、本日は、特に精神的、心理的なダメージについて、少しまとめさせていただきます。

これからお話することは、実務で携わっていらっしゃる方々はよくご存知だと思いますが、虐待を受けると、まず自尊心が低下します。子どもは褒められたり、評価されていることが虐待のなかではほとんどありませんから、「自分はできない子だ」、「だめだからこんなふうな扱いを受けるんだ」と、非常に自己評価が低く、自尊心が低下しています。

また、虐待を受けた子どもたちは、無力感を味わっています。現状を変えられないという無力感です。子どもの側からは、暴力を受ける今の状況を変えることができない。「学習された無力感」という言葉がありますが、密室のなかで長期的に暴力を受けているのと、もう何をやっても無駄だというあきらめ感、無力感がそのなかで学習されてしまうのです。そういった状況のなかで過ごしている子どもは多くいます。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）が同時に起こっている場合には、例えば母親が父親から殴られているなど、暴力的な現場を継続的に見ているわけですので、その光景は子どもの心に大きな傷として残ります。子どもたちは、暴力の起爆剤にならないように、暴力が起きないようにと、常に気をつけています。親の顔色を見たり、周囲の状況を見て行動したり、いい子を演じたりと、そういった家庭のなかで育っていきます。「また、お母さんを守らないといけない」という一種の使命感を感じている子どもも多くみられます。改正児童虐待防止法では、DVを子どもにみせることも心理的虐待と定義づけました。

また、社会に対する不信感、攻撃的な感情もみられます。自分に対してはこういう扱いをするんだ、周囲が助けてくれなかった場合は「大人なんてこんなものだ」という非常な不信感。これらが後に、非行や逸脱行動に

走っていく場合がありますけれども、非常に攻撃的な感情です。

虐待に関しては、よく「力と支配」と言われますが、この力関係、支配関係で暴力が起きているので、支配で相手をコントロールするか、あるいはもうそれに完全に屈服して従属するかの二者選択の関係しか学習できません。ですから、屈服しなければ自分が攻撃に転じるといったような状況も往々にして起きてくるわけです。

次に、被害者にあった子どもという観点から、特に成人後に抱える問題について述べたいと思います。

まず、対人関係でのゆき詰まりがあげられます。例えば職場の人間関係がうまくいかない、夫婦の関係がよく築けない、あるいは子どもとの関係がうまくいかないというときに、虐待経験が原因となっていることがあります。カウンセリングの現場では、「対人関係」など、虐待とはまったく別のことで来談されても、いろいろとカウンセリングのなかで深めていくと、ご自身に虐待経験があり、そこで心理的な困難を抱えていらっしまったということがあります。

そういったゆき詰まりのなかで、典型的にみられるのが、自己主張の困難です。

先ほど申しあげたように周囲を見て行動していると、「アサーティブ」と言いますが、自ら相手に対して、対等に自己主張ができない。主張というとちょっとことばが強いですが、端的に言うと「NO」が言えない。ですので、自分の気持ちとは別にどんだん人の言うことを受け入れてしまったり、NOが上手に言えなくて、対人関係がなかなかうまくいかないということもなかにはあります。

また、暴力の連鎖が起こること、または暴力の連鎖が起こることへの恐怖心があります。暴力の連鎖、要するに、暴力を受けた人が、親になったときにまた子どもに暴力を振るうということは、いろいろと一般でもよく言われています。そのような状況は、一定肯定できますが、自分がそういう欠陥のある家庭、問題のある家に生まれたので、自分が結婚して子どもをもったら、今度は自分が暴力を振るってしまうのではないかという不安

を持っていらっしゃる方も非常に多いです。

あと、アルコールや薬物乱用などの問題行動が生じたり、摂食障害や自傷行為などとの相関についても、心理学の分野では多々報告されているところ です。

次に、虐待における、複雑性 PTSD について、少し触れさせていただけます。PTSD（心的外傷後ストレス障害）ということばは、トラウマ、心の傷を受けたあとの後遺症のことですが、最近よく話題にされるので、聞かれた方も多 多いと思います。

通常の PTSD は、単回生といいますが、例えば、災害の被害を受けたとか、傷害や殺人事件に巻き込まれたとか、1 回きりのトラウマ体験をした方が、トラウマの後遺症として出てくるものとしてよく知られていて、再体験といっ て、頭の中でそういった悲惨なできごとが急にぱっと思い出されたり、あるいはそういった事件や災害の事故があった場所を極力避けようとしたり、終始ビクビク、ドキドキしているといった過覚醒という症状が生じたりします。

近年、虐待のように、繰り返し長期間暴力を受け続けている場合は、このような従来言われてきた単回生の PTSD とは、症状が異なっているのではないかということが報告され、精神医学、心理学のさまざまな研究のなかでも指摘されているところでもあります。

虐待については、やはり「繰り返し」ということと、「長期間」ということがキーワードになりますが、複雑性 PTSD の場合、先ほど申しあげたような、自尊感情の持続的な低下、慢性的な罪悪感や自責感、無力感、絶望、取り返し つかない傷を負わされている、あるいは受けているという感覚、安全の感覚や信用が損失している、といった症状があげられます。

また、再被害化について、少し述べておきます。これは、被害体験をもつ人が、別の場所でもた被害を受けることを指します。例えば、虐待体験のある人が、成人して結婚したときに、今度は DV の被害に遭ってしま います。先ほども申しあげましたように、被害を受けている子どもは、「力と

支配」の関係を学習してしまっているのです、対人関係に関してそういったパターンでしか考えられないのではないかとされています。あるいは、被害を受けていると、だんだん自分を守ることが難しくなっていく、「ディフェンス」が弱くなっていくという指摘もあります。

自己破壊的、衝動的行動については、こちらも先ほど申しあげたとおりです。ですので、トラウマの治療の世界では、長期間繰り返し暴力を受けての複雑性 PTSD は、治療も困難で重症化しやすいと言われています。さらに、乖離（かいり）という、自分の心と身体が離れたような感覚の症状も出てきて、非常に治療が困難な状況が多くあります。ですから、長期的に繰り返し起きている暴力というのは予後が非常に難しいということも、指摘されているところであります。

ところで、このようなトラウマを受けた子どもの、一般的な予後ですが、同じ虐待経験を受けても、虐待者と違う別の大人が子どもに援助的にかかわれるか、あるいは子どもの立場に立った配慮がなされているかということで、その予後が大きく左右されるとされています。

確かに、子どものトラウマや PTSD という観点から考えると、カウンセリングなど、治療的な話になってくるわけですが、それだけではなくて、制度の整備や、適切な対応によって、虐待の被害を受けている子どものトラウマや精神的負担を軽減することができるのではないかと、検討の余地があります。そういった観点から、少し考えてみたいと思います。

ここからは私の提案になりますけれども、まずは早期に介入することによって、今起きている虐待の状況をとにかくストップさせることです。これは他のパネリストの方々もご指摘されたとおりですけれども、もう少し早期に対処できる制度づくりが必要です。虐待が現在進行形で起きていれば、子どもにとっては「待ったなし」の状況ですから、場合によっては、一時的にでも親に代わって安定した関係性や子どもが安心できる環境を整えることも必要だと思います。

「子どもは、何だかんだ言っても、結局ほんとうの親を慕っているじゃないか」、「子どもは親のもとに帰りたがっているのじゃないか」というこ

とがよく言われます。一般市民の間でも、子どもはやはり親のもとにいるのが一番だという考え方が非常に根強いです。

これは、虐待を受けている子どもの特殊な心理状態としてあげられることですが、子どもは脅威を感じると、その源泉、被害を受けている源（みなもと）に非常に強い愛着やきずなを感じてしまうことが多々あります。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、要するに、自分を苦しめたり、殴ったりする相手に強い感情の結びつきを求めていくということが、出てくるのです。密室で、あるいは非常に監禁性が高い場所で、外との関係が断絶された状態で虐待を受け、そして外からは助けが来ないと、そう悟ると、もう自分の拠って立つところは、その暴力の源しかないからです。

ですから、それですべて親と分離をするべきだとか、すべて虐待の子どもは親のことを慕っているわけではない、と申しあげるわけではありませんが、そういった特殊な心理状態も念頭において、柔軟に対応する必要もあるのではないか。その意味では、先ほどもお話がありましたように、時には里親制度や、一時的に親に代わり養育される環境というものも検討されるべきではないかと思います。

次に、司法手続きにおける子どもへの配慮についてですが、子どものアドボケイター（権利擁護者、代弁者）が必要です。国選弁護士もそうです。いまもパネリストの弁護士の先生は、すでにいろいろと大変な状況のなかを奮闘されているわけですけれども、虐待を受けている子どもに早期から国費で弁護士が付くといった国もあります。また、安心できる環境で、手続きやケアがなされるなど、非常に配慮されている所もあります。

ここからは、そういった、海外の事例をご覧いただきたいと思います。

まず、スウェーデンでの被害者支援についてご紹介します。日本もちょうど今月から施行されているのですけれども、スウェーデンには、犯罪被害者が刑事裁判に参加できる制度があります。虐待の場合は、法廷での証言も含め、子どもたちが裁判にかかわることになります。

スウェーデンでは、子どもの場合、子どもの心理や被害の特性を理解し

ている精通弁護士が早期に、捜査段階からつきます。弁護士が到着していないと、警察は被害者や子どもから事情聴取ができないのです。ですから、研修などを受けて被虐待児の心理をきちんと理解している弁護士が、早期から子どもにつくというシステムが確立されています。

次に、アメリカの取り組みですが、子どもの一時保護施設は、虐待を受けた子どもと、非行・犯罪を起こした子どもの居住空間を、施設の中で、完全に分けているところもあります。

日本の児童相談所での一時保護は、要保護児童ということで、虐待を受けた子どもと、14歳未満で法律に触れた子ども、触法少年とを、一緒に保護していますが、まったく背景の異なるこれらの子どもたちと一緒に扱うことには問題があり、実際に現場でも非常にハードな状況は指摘されています。

次に、同じくアメリカの取り組みですが、DVのタウンハウスをご紹介します(240頁図1)。日本にも、行政機関の保護施設や、民間で運営されているシェルターなどがありますが、期間が非常に短期であることが問題になっています。このタウンハウスは、2年間居住が可能で、子どもとの生活も可能です。ですから、たとえば母親がDVを受けていて、かつ子どもへの虐待も起きている、あるいは、母親のDVが原因で、子どもを連れている(もちろんこの場合も子どもは心理的虐待を受けているのですが)、このような場合、親子で、比較的長期間、安全なところで次の立て直しができます。

次に、ニュージーランドのオークランドにあります。ワンサービスポログラムといって、3階立てのこの建物に、子ども虐待に関する関係機関をすべて集約しています。子どもへの対応はもちろんですが、父親から虐待を受けている場合に母親が相談するなどの場合も、この建物ですべて対応してもらえるわけです。

順番に観ていただきますが、1階は診療所(ヘルスセンター)になっています。重症の場合で、緊急の手術に対応するなどのことはできませんが、けがの内容を診たり、簡単な診療はできます。また、性的虐待を受け

ている場合は、ここで治療や、場合によっては証拠収集、ケアを行います。ご覧いただいたらおわかりになるかと思いますが、非常に柔らかな雰囲気建物のなっています。まずここで、身体のケアをしてもらえるということです。

次に2階ですが、こちらは「捜査ユニット」で、警察のエリアです。地元の警察の子ども虐待の専門捜査機関が入っていて、ビデオに収録できる部屋もあり、子どもの証言をとるための事情聴取を行ったり、必要な捜査を行います（240頁図2左）。

これはアメリカにもいえることですが、子ども虐待を担当する捜査官は、分厚いマニュアルに基づいて、虐待捜査の技術を習得しています。虐待の事実を正確に聴きだすこと、子どものトラウマに留意しながら配慮をもって聴くことなどのノウハウの蓄積があり、マニュアル化されているわけです。ですから、子ども虐待専門の捜査官、刑事がいるのです。

3階は、日本で児童相談所にあたる部署で、虐待を受けた子どもへの心理的ケア、トラウマを扱うカウンセリングやグループセラピーなどを行っています。ところで、ニュージーランドには、アボリジニの方々がいらっしゃいますので、彼らの生活習慣に合わせた、床をそのまま使うセラピーの部屋もあります。ですので、マットレスが敷いてあります（240頁図2右）。

さて、海外の事例を観ていただきましたが、まとめとして、最後に、私から提案の三つ目をさせていただきます。子ども虐待については、子どもへのはたらきかけや教育・啓発が非常に大切であるということです。

虐待を受けているということは、子ども自身からはなかなか言えません。そもそも、「おまえが悪いから」と言われ続けている子どもたちは、虐待を受けているという自覚がなかったり、それは自分が悪いからだと思いつまみされていることが多いのですが、時には、加害者から口どめをされている、あるいは、性的虐待の場合に多いですが、子どもも一緒に悪いことをしているという、いわば共犯者だという感覚にさせられている。「僕ときみだけの内緒だよ」と言われて、自分も悪いことに手を染めていると

いう意識や罪悪感を植えつけられていますから、なかなか自分が被害を受けているとは言えない。

さらに、被害を訴えたくても、信頼できるはずの大人から虐待を受けているので、誰が味方なのか、誰を信用したらいいのかわからない。学校の先生であろうと、近所の人たちであろうと、もしかしたら親とつながっているかもしれないと思うと、安心して話すことはできません。アメリカは、犯罪被害者支援の先進国と言われていますが、NPOの犯罪被害者支援センターが、子どものSOSを拾い上げる取り組みを行っているところもあります。子ども虐待の防止というテーマで、地元の小中学校に出向いて講演に行くのですが、虐待防止というよりもむしろ、起こっている虐待の掘り起こしが目的です。子どもたちに、虐待とはどういうことなのか、このような虐待があったら、信頼できる大人に相談していいということ、誰が信頼できる、助けてくれる大人なのか（警察官、学校の教師など）、そして、虐待を受けているあなたは悪くない、ということを具体例をあげながらわかりやすく話して、子ども自身が持っているノートに、センターのホットラインの電話番号を全員に書かせて、持ち帰らせたりしています。

今後の課題についてですが、わが国では、もう少し子どもの視点に立った対応や制度づくりが必要であろうということです。先ほどのペンシルベニア州もそうですが、アメリカでは子どもを家から離して預かるのではなくて、退去命令で親、虐待者を退去させるのですが、日本では、虐待を受けた子どもが、家から離されるのが現状です。

子どもは環境が変わると、どんな一時保護所でも非常に不安を感じる。なかには、自分が悪い子だからもう家にはいられなくなったんだという罪悪感が植えつけられる可能性があります。その意味で、アメリカの退去命令は、悪い人が出て行くんだということの一つ示せる利点があります。もっとも父親と母親で暴力を振るっている場合は、子どもだけになりますから、施設で預からないといけない場合もありますのでけれども、そういう視点は大切だと思います。

次に、子どもに援助的にかかわる大人をどれだけ増やせるかということです。これはまたディスカッションのところでお話ししたいと思います。

最後に、虐待加害者への対応、親へのサポートということですが、児童相談所やスタッフの方はご承知のように、自分が虐待をしていると自覚である場合はまだ介入の余地は相当あるのですが、深刻なケースであればあるほど、加害者に虐待の自覚がない。虐待の加害者に特徴的に言われることに、1) 否認（自分はしていないという態度）、2) 正当化（「この子がこうだから」、「これはしつげだ」等と言って暴力を正当化する）、3) 最小化（「たいしたことはしていない」、「そこまではしていない」など）があげられます。やはり、虐待者自身がどういう問題を抱えているのかを相当きっちり整理できないと、どうして虐待をするのか、どうしたら虐待をやめさせることができるのかといった、根本の問題にまでメスを入れることができない。虐待する親へのカウンセリング、という課題はよくあげられますが、時間や労力が相当かかる、難しい部分です。はっきり申し上げれば、成果があがらない。自身に問題を感じていない人へのカウンセリングは、「変わらなければ」という動機がない分、難しいのです。実際のところアメリカでは、加害者へのそういったはたらきかけは、もう限界ではないか、どれだけカウンセリングに予算を使っても効果があがらないのであれば、もうそちらにお金を使うよりも、保護施設を充実させるなど、被害者や子どもにお金をかけたほうがいいのかという議論もあります。

では、親に何の対応もしないのか、引き離してそのままでもいいのかというと、決してそうではないはずですが。放置は、容認を生み出すことになり、子どもにも周囲から助けてもらえないという絶望感や、あきらめ感を植えつけることになります。このあたりは、日本にとっても大きな問題になってくるのではないかと思います。

以上、私のほうからの報告を終わります。

質疑応答

○成田 それではパネルディスカッションの後半の部、ディスカッションと質疑応答を始めさせていただきたいと思います。

パネルディスカッションの柱をいくつか考えておりましたが、まず、子どもの虐待が起こっているかどうか気付くという情報収集の問題からはじめたいと思います。

山口先生に、「アメリカの虐待通告制度では、通告しない場合に罰則があって、それで情報が集まっているというご紹介がありました。罰則の内容はどのようなものですか」という質問が来ております。

○山口 ご質問ありがとうございます。アメリカは50州およびワシントンD.C.で州ごとに法律が違います。ここでは特にイリノイ州やミシガン州のご紹介をいたします。

イリノイ州では、医師が故意に通告することを怠った場合には、軽罪となるほかに、イリノイ州医療懲戒委員会に送られるという規定があります(325 ILCS 5/4.02 (2008))。懲戒処分は内容によって、訓告、戒告といった注意になるかと思われまます。

ミネソタ州では、親か後見人あるいは養育者が虐待およびネグレクトを知りながら、又は充分知るべきであったのに、理由なく通告しなかった場合、子どもが医療を受けられなかったために子どもの健康が深刻に害されたときには軽罪、子どもが医療を受けられず死亡したときは重罪となります。その場合には、2年以下の懲役および、あるいはまたは4千ドル以下の罰金とされておりまます (Minn. Stat. § 626.556 (2008))。

アメリカの罰則の多くは罰金です。ただし、全てにおいて必ず罰則がかかるというものではありませんので、やはりこれは通告をするという促進効果を狙っているものと思われまます。また、罰則に対して異議を唱えるケースも生じていまます。

日本でもこの議論は少しされましたけれども、やはり賛成説と反対説があります。私もこういう罰則を付けて件数を伸ばすという考えには、すべ

てにおいて賛成ではありませんけれども、一応ご紹介として、アメリカではこういうことになっているということでございます。

○成田 アメリカに関する紹介をありがとうございます。川崎先生、日本では、現行の法制度のもとで、子ども虐待に関する十分な情報提供、通告があるのでしょうか。

○川崎 先ほど少し申しあげたのですけれども、最近私が目にした調査結果について、ご紹介したいと思います。人口約37万人の愛知県豊橋市が、平成19年6月に実施した市民意識調査ですが、市内の20歳以上の5000人を対象に実施し、40%に当たる2006人から回答を得たというのですから、市としてはかなり大きな調査だったのではないのでしょうか。この中で、初めて児童虐待に関する項目が立てられたというのですが、質問の一つに、「過去に、自分の周りの子どもが児童虐待を受けているのではないかと心配したことがありますか」というのがありました。それに対して、「心配したことがある」と回答した人は約15%だったのですが、そのうち約82%は、どこにも相談をしておらず、特に20歳代～30歳代では、約89%～90%の人が相談をしていなかったというのです。

では、なぜどこにも相談しなかったのでしょうか。回答では、「虐待かどうかわからなかった」(約50%)、「しばらくして落ち着いてしまった」(約35%)などが多く、特に20歳代では、「相談する場所がわからなかった」(約29%)、「自分がしなくても周りの人が対応すると思った」(約25%)などが目立ったといえます。

先ほど話題になった「罰則」ということになりますと、これはおそらく一般市民を対象としたものではなく、児童福祉に何らかの形で関係する専門家が、虐待もしくはその疑いに気づいているにもかかわらず通告しなかった場合を想定しているのだと思いますので、話を分けて考えたほうがいいと思います。少なくとも一般市民のレベルでは、通告するには、やはりかなりの勇気があるのではないのでしょうか。自分が通告したあと、どんなシステムで対応されるのだろうかとか、通告をした者として自分は何か引き受けなくてはいけないのだろうかとか、そういうことがかなり気にな

るのではないかと思います。

今の日本の実情を考えますと、罰則を設けるなどして強制的に通告を促すというのではなく、虐待とは何なのか、家族に対してはどんな援助が行われるのかといったことを私たちが啓発をしていく、通告をすることによって、その子どもが保護されるという事実をしっかりと示していく中で、通告を促進していくことが大切ではないかと思います。

もう一つ、少し古いのですが、医療機関に対するアンケート調査がありますので、それも紹介してみたいと思います。埼玉県と埼玉県医師会が協力し、2005年に行った「児童虐待実態調査」がそれです。調査結果を見ますと、「虐待または不適切な養育」発見後、関係機関に通告・連絡を取ったのは、小児科医で48.9%、産婦人科医は14.2%にとどまっており、虐待通告に対して抵抗感が「非常にある」「多少ある」と回答した人も、小児科医が37.5%、産婦人科医は23.4%ということでした。ご存じのように、児童虐待防止法において、医師は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。それにもかかわらず、結果としては今申しましたような実情になっています。通告をしなかった理由としては、「判断に自信が持てない」「保護者に訴えられないか心配」「守秘義務への抵触が心配」といった点が挙げられていたようですが、小児科医の中には、「トラブルに巻き込まれたくない」「証明できなければ通告すべきでない」などとする声もあったとのことでした。

したがって、いずれにしても罰則化するのではなくて、現在のシステムを生かし、しっかりとした広報・啓発活動を通じて通告を促進する方向を目指すというのが、私の個人的な意見であります。

○成田 ありがとうございます。最初に、この通告制度等により子ども虐待の存在に気付くわけですが、その後は、子どもの在宅保護、あるいは親と引き離しての保護が問題になります。

先ほどのお話では、親から子どもを離すということであれば、裁判所が関与して、子ども側の利益、国側の利益と、親の利益とのバランスを取る

のは裁判所の役割ではないかとのこと指摘がありました。

質問者として、会場1の方から岩佐先生と川崎先生に対してご質問があります。

○会場1 私はいまは高裁で民事の仕事をしていますけれども、しばらく前までは家庭裁判所で、現に28条の審判を担当していた者です。

いまの「児童福祉法」での裁判所の立場は、行政機関が親の意思に反してでも収容するというか、保護するのをチェックする機能としての裁判所が規定されています。

そうすると、どちらかと言えば、子どもを奪われる親の権利を見て、いろいろ行政機関としての児童相談所なり、行政、さらに上の市なり区の権限をチェックする役割を裁判所として負っているというように理解していますが、そうすると、これは岩佐さんなり、川崎さんもよくご承知だと思いますが、裁判所としては、そのゲートでしか関与できないのです。

いまの実情は、説明を受けましたように、裁判所に来るときは、虐待の度合いで言えば、かなり強く、「いままでどうしとったんだ」と裁判所職員がかえって言うぐらいの方が来られるので、チェックも何も、ほとんど追認機関といったら語弊がありますが、先行する一時保護にしても、もう正当なものとして評価するというのが裁判所の立場で、それ以上手の出しようがないと言ったらおかしいですけれども、司法機関としてはタッチできない。

あるいは、そういう枠が決められているんですよね。いくら裁判所が、例えば、よく一般の夫婦関係調整なんかで出てきて、虐待があるらしいのはうかがえるのですけれども、通告すれば別ですけれども、そういうのは手が出せない状態です。

そうすると、司法の関与の強化というように言われるのですけれども、実際に具体的に、こういうことがあれば裁判所も子どもの虐待を真に防止する立場として、大手を振ってと言ったらおかしいですけれども、家庭裁判所としてこんな役割を果たしたんだと言えるようになると思うのですけれども、そういうのがイメージとしてわいてこないのも、もし何かあれば

教えていただきたいと思います。

○岩佐 まず現行の法律上の枠組みというのは、今言われたとおりです。現在裁判所にあがってくるケースは、微妙な判断を迫られるケースはそう多くないのが現状だと思います。

ただ微妙な判断を迫られるケースについて、私は少年法になぞらえて「試験観察的運用」と言っているのですが、いったん裁判所の児童福祉法28条の申し立てでケースを枠にはめておいて、例えば、いったん子どもさんを帰して、保護者による養育がどの程度できるか様子を見てみるといった、28条事件のなかでも、裁判所がケースワーク的な機能を果たすようなケースもなかにはあるのではないかということを思っています。

もう一つ、これは立法論になりますけれども、裁判所がどういうイメージで児童虐待の問題にかかわるのかということですが、一つは先ほどから出ている一時保護のときに、いまは児童相談所が自ら行っているわけですが、それを例えば裁判所の許可制度とか、もしくは場合によっては事後に報告して、事後に許可を得るといようなかたちで、裁判所が関与する制度はどうかという論点だと思います。

それからもう一点は、在宅の状態、例えば少なくとも子どもさんを保育所に預けるべきであるとか、保護者に週に1回は児童相談所に通いなさいとかいうようなことを、裁判所が命令する制度、もしくは児童相談所がそういう援助計画を立てて、在宅の援助計画を裁判所が承認する制度というイメージになるのか、もしくは親権の部分停止、一部停止を行うような形で、ちょっと細かい話になりますが、例えば子の監護に関する処分において、お父さんとお母さんと、子どもさんとの監護関係を調整するのと似たようなかたちで児童相談所に申し立てをさせて、裁判所が、少なくともこの部分は子どものためにこうした方がいいのではないかということ、命令なり、承認なりする制度をつくるとか、そういった制度の導入が考えられると思います。

ただ、私としては、このような制度を導入する前提として、先にお話ししましたとおり、児童相談所の専門性が確保されていることが必要と考え

ています。

○川崎 現在の枠組みで考える限り、裁判所のお立場としておっしゃることはよく理解できます。ただし実態として、保護者と児童相談所がいつも激しく対立している現状を考えると、現在の司法の関与のあり方について、もう一度突っ込んで考えてもいいのではないかと感じます。

基調講演の中で申し上げた一時保護のことについて、もう少し補足させていただきます。

一時保護というのは、児童相談所長が必要と認めたら、それだけで可能となるわけですから、児童相談所側にいる私自身も時として、このような形で子どもと分離され、長期間会えもせず、返してももらえないとしたら、いかに虐待行為があったとしても、親としては得心がいかないだろうなと思うことがないではありません。もちろん、児童相談所側にしたら、それ以外の法的手段がないのですから、現状ではこの制度を活用する以外に子どもの安全を守ることができないのも事実ですが……。

さて、ご質問された会場1の方がおっしゃっていましたように、28条ケースというのは、全国的に見ても年間200件程度ですから、本当に重篤な事例が多いというのは間違いないと思います。そしてこのような事例について、家庭裁判所が申立てを承認すれば、保護者の面会や通信を制限することができ、悪質な違反に対しては、(法改正があって)罰則を科すことも可能となったわけです。では一時保護というのはどうでしょうか。実は総件数が年間1万件を超える一時保護についても、面会を許可しなかったり、今回、岩佐弁護士からもお話が出ていましたように、保護した居場所を教えないということもあり得る非常に強い権限なのです。

このような強い権限が、児童相談所長に与えられているわけですから、やはり対立も激しくなる、ある意味では必要以上の対立が生じるというのも、必然ではないでしょうか。

私は昨年、子どもの虹情報研修センターが実施したイギリス視察に参加したのですが、日本の児童相談所に近い機関であるソーシャルサービス局(SSD)には、職権による保護の権限がないんですね。では緊急の保護が

必要な場合は、誰が決定するのか。実は警察官が、72時間に限り、その権限を持っています。しかし警察もそれ以上の保護はできません。その場合は、裁判所の判断を仰がなければなりません。

ひるがえって日本の場合、児童相談所長が行う一時保護は、一応2ヶ月以内と定められています。これとて非常に長期だと思いますが、2ヶ月を超えてもなお一時保護が必要だと児童相談所長が判断すれば、引き続き保護を継続することができます。児童相談所長が必要と認める限り、ある意味では無期限に行い得るのが一時保護なのです。実際、全国の一時保護の期間をみていきますと、さまざまな事情があるとはいえ、相当長期に渡っている事例が、決して珍しくはありません。このようにして、児童相談所長の判断だけで長期間一時保護をすることができるということは、子どもの安全を守るために必要だという理屈はわかるにしても、本当にこのままの制度でいいのかという疑問を生じさせます。

ただし、イギリスのように警察に権限を与えることについては、日本ではたぶんいろいろな問題があると思います。私は、今日すぐ保護しなければいけないというような緊急のケースについては、これまでと同様に児童相談所長が判断すればいいと考えています。けれども、その後も長期にわたって実質的にずっと延長できるというのは疑問です。やはり一定期間、といっても2ヶ月レベルではなく、イギリスのように72時間、もしくは1週間、2週間を超えるような場合には、裁判所の判断に委ねるという制度を検討すべきではないでしょうか。そうすれば保護者にしても、子どもを“連れ去った”児童相談所ではない第三者の裁判所に対しては、言いたいことを非難・攻撃という形ではなくしっかり主張でき、その後の援助も違った形の展開が期待できるのではないかと、いう気がするのです。

もちろん、これはある意味では理想論でして、今回の法改正で、臨検・捜索という新しい制度ができましたが、児童相談所は、そのための許可状を裁判所に請求するだけでも、その書類をどうやって書くんだという事等々が、あれこれ議論になりました。ところが、臨検・捜索というのは、最後の最後の手段ですから、件数は少ないはずで。現に4月に改正

法が施行されてから、実施されたという話はまだ聞いておりません。それでも新たな手続きが増えるということで児童相談所は揺れるわけです。それが職権の一時保護となると、これはもう日常的なことです。司法判断を求める必要があるとなったら、児童相談所はもう大あわてになると思われます。

ですから、現実的、実務的にはいろいろと難しい点があるのは事実です。ただ、子どもの権利もしっかり守りつつ、他方では、虐待する保護者も援助を必要としているわけですから、保護者の権利も、やはり守っていかねばなりません。いろいろ考えると、司法の積極的な関与も含めて新たな枠組みを目指しながら、具体的な実務についての課題を一つ一つ解決していくことが必要ではないかと思えます。

○成田 ありがとうございます。

それでは次に、初期介入の段階での問題についての議論に移ります。

会場2（児童相談所）の方から、岩佐先生と新先生に質問があります。まず、岩佐先生には「初期介入の段階で、児相が被害の引き取りをおこなっている。現状では、それに基づいての告訴、告発に進む場合に、児相が判断をおこなうことになる。警察との連携が難しいのではないか」という趣旨の質問のようですが、補足をお願いいたします。

○会場2 重篤のケースの場合は、やはり告訴や告発が必要だと児童相談所としても考えるのですが、実際問題、警察と連携していく場合に、過去に、性的な被害を受けたということで刑事事件のようなかたちになったときに、刑事事件としての扱いで調査の方法論でしか、いまのケースでは扱っていただけないということで、かなり微に入り細に入り聞かれて、子どもに対しての負担がかなり大きいということであるとか、子どもの発達についての理解がないものですから、聞き方に問題があって、証言の信ぴょう性がどうかというようなことが問題にされることがあります。

そのあたりで児童相談所としても二の足を踏んでしまうようなこともあり、裁判自体が維持できないということで、処分というようなかたちで警察のほうから戻されるというようなことがあります。

そのあたりについて、どんなことをしていく必要があるのかということについて、岩佐先生からと、新先生も被害者学というところで、そういう意見がありましたらおうかがいできたらと思います。

○成田 ありがとうございます。それでは、まず最初に岩佐先生から、改善点について何かご提言があれば、次に新先生からは、先ほど外国と比較したご紹介をいただいたので、お話をいただければと思います。

○岩佐 虐待を受けた子どもさんが刑事事件に被害者として関与していく、性的虐待であれば強姦（ごうかん）罪や強制わいせつ罪、身体的虐待であれば傷害罪という罪名で虐待をした保護者が刑事裁判の被告人となる場合に、児童相談所ないしは子どもの側から見ると、いったいどういう問題があるのかという点について、いまもご指摘があったとおりに思います。

いろいろご意見はあるかもしれないけれども、私としては、刑事裁判である以上、この部分はどうしようもない、仮に法を改正するにしても、この部分はどうしようもないという部分と、ここの部分は運用なり、場合によっては法を改正してでも何か変えることを考えたほうがいいのかという部分と、まずは線引きをしたいのです。

先ほどお話も出ました、微に入り細に入りというのは、特に性虐待の場合ですと、どんな行為をされたのかということ、警察でも検察でも、また必要な場合には、裁判所でもかなり細かく聞かれます。それから、よく議論になりますけれども、それは何月何日の何時なんだということも確認されます。

繰り返して性虐待を受けている場合、これは成人の方も子どももそうだと思いますけれども、それがほぼ常態化したり、またいろいろな心理規制がはたらいて、加害行為がなされたのがそもそも何日とか、何時とかいう問題ではまったくなくなっているにもかかわらず、繰り返し関係者から、そういうことを聞かれるという問題があるのです。

ただ、やはり子どもを保護する手続きとはまた別に、刑事手続きをという選択をする（加害者に刑事罰を科す）以上は、それにふさわしい証明を

するということは不可欠ですし、いつどこで何があったかということについて、相当程度具体的に立証されなければならない。

なので、仮に日にちの特定ができないぐらいひどいことをされている、もしくは、そういう細かいことを聞かれることに被害者が耐えられない、そのために犯人が捕まらなくていいのかというのも非常に理不尽ではありますけれども、他方で、では、日にちがほとんど特定できないような場合でも処罰できるような制度にしよう、性的虐待は非常にひどいから、あまり証明ができなくても処罰できるような制度にしたほうがいいのかと言われると、そうではない。刑事裁判という手続きを選択する以上、そこには限界があるということは、一方で考えざるをえない。

もう一つは、そうは言っても、例えば先ほどお話が出たように、関係者から子どもの発達にほとんど配慮のない質問がなされるとか、非常に子どもを傷つけるような質問の仕方をされてしまうと、それから、立法上の問題になるのですけれども、児童相談所でも聞かれ、警察でも聞かれ、検察でも聞かれ、さらに裁判所でも法廷で聞かれるという問題があります。

それを1回ですむように、場合によってはそれをしっかりとビデオ録画するとか、法廷に出るといっことはやむをえない場合もあると思うのですけれども、仮に出るとしても徹底的にしゃべりやすい環境を整えるとか、こういう点は改善を要する事項だと思います。

そのあたりのところは、口で言うのは簡単ですが、たぶん「刑事訴訟法」ではかなり抜本的ないろいろな改正はあるけれども、本来あるべき方向としては、子どもができるだけ記憶の生々しいときに、専門的な聞き方をされて、そしてそれが正確に記録されて、あまり何度も聞かれないようにするということは、必要だと思っています。

○成田 ありがとうございます。では、新先生、被害者学の視点からお願いします。

○新 海外の例を取り上げたいと思いますが、まず、ハード面です。先ほどニュージーランドの建物をお見せしましたけれども、ああいった建物、子どもがリラックスできる雰囲気、部屋を用意する、施設を整える必要が

あります。アメリカにも同じく、子どもたちの緊張をやわらげられるような、虐待に関する専用の建物はみられます。

子どもたちは、警察や裁判所など、司法機関に連れて行かれたときに、被害者として事情を聞かれるのだと、まず子どもは思いません。大半の子どもたちが、自分が悪い子だから捕まるんだとか、どこかへ連れて行かれるのだとか、もう家にはいられなくなる、と考えます。虐待者から植えつけられた、「自分が悪い子だから」という思いが非常に強いので、非常におびえるのです。

次に、子どもの負担を軽減する捜査技術と、子どもとの信頼関係をつくるための時間が必要です。捜査である以上、アメリカも当然時間的なリミットはありますが、その限られた時間のなかで、捜査官に話していいんだという安心感を子どもに与えるためには、やはり相当の時間を一緒に過ごさなければいけない。これは一例ですが、机の下に潜り込んだまま出てこない子どもがいて、その子どもを引っ張り出して話を聞くというようなことを、アメリカでも一昔前まではしていたそうですけれども、このような場合でも、捜査官と一緒に机の下に潜り込んで何時間も過ごしたり、そこで一緒に遊んだりして、子どもからの信頼を得る努力をしています。捜査官は、子どもと遊び、その遊びのなかで、虐待の事実について聞き出すという手法をよく使いますが、証拠能力の問題で、それも相当マニュアルに基づいて、専門的に行っているようです。

ちなみに、裁判の話になりますが、イギリスでは、1993年に、別室で証言が可能な、ビデオリンクシステムを導入しました。当初、子どもの証言、多くは虐待ケースですが、その証言の配慮のためにということでスタートしたものです。子どもの心理状態が把握できる専門の裁判所職員が必ず一人は常駐していて、おもちゃやゲームがある、子ども部屋のような待合室や、証言用別室があります。

もっとも、これらの国々も、もともと当たり前のようにあったわけではありません。アメリカでは非常にNPOの団体の活動が活発ですが、被害者支援センターや、子どもの権利を守る団体が、このような施設が必要だ

と声をあげてつくられたものですし、ご覧いただいたニュージーランドの施設も、2000年になってからできた建物です。今後の日本においても、虐待に関するひとつの課題だと思います。

○成田 ありがとうございます。岩佐先生からは、現行の「刑事法」の制度においても若干の改革すべき点があるのではないかというご指摘をいただきました。

刑事訴訟の分野では、子どもの虐待の場合ですと、加害者からの虐待を第一次的被害と言い、その後の捜査の段階、あるいは裁判開始後、ほんとうは子どもが忘れたいことを何度も何度も聞かれるということによる心の傷等を二次的被害と言います。この二次的被害の予防の問題について、日本でも少しずつ改善がなされていますが、まだまだ不十分な点があると思います。

警察のほうでも被害者に対応する部署をつくり、予算をつけ、心理学的な見地からの対応をするような専門家を置いたりもしはじめておりますが、これからもっと改善すべき点多々あるかと思えます。

ビデオリンク方式を用いた証人尋問の制度は、日本でも「刑事訴訟法」の改正があり、これは子どもの虐待の問題や性犯罪の被害者にたいする適用が可能です。

課題としては、調査の段階で、子どもが臨場感をもって「こういうことをされたの」と訴えかけ、この供述を聞いた法執行官が、それは特に嘘を言うような状況ではない旨と正確に聞いた旨を示せるのであれば、裁判所で被害者の子どもを尋問せずに、証拠として許容されるというような、証拠法の中の伝聞法則の例外を工夫し、被害所の保護と正確な事実認定とのバランスを取こともこれからの課題だと思えます。

次に、会場3（児童相談所）の方から親子分離後の親子関係の修復について、新先生に質問があります。

「親子分離後の親子関係の修復が課題となっていますが、児童相談所の心理職の不足の問題もあって、なかなかそういうことには手を付けるのが難しい状態にあります。親子関係の修復をするために、どういった援助が可

能と思われますでしょうか。それからシステムとしてどういうものが考えられますでしょうか。いまの時点での先生のお考えをお聞かせください」
ということです。よろしく願います。

○新 全体のことに関連しているご質問だと思うので、少し併せてお話しします。

具体的には、アメリカの「退去命令」で、退去させてどうするのか、というご質問ですが、虐待者への退去命令の目的は、とにかく一旦虐待者と子どもを分離させて、家から遠ざけることにあります。いつまで退去させるのかということですが、アメリカでは、早期に司法が介入し、捜査もかなりスピーディですので、基本的にはその間ということになります。アメリカでは、虐待者に対してカウンセリングを受けることが裁判所の命令として出されることが多いですので、その間、虐待者が子どもと接触をしていないこと、裁判所にきちんと出頭していること、裁判所命令のカウンセリングをきちんと受けていること、などが条件となって初めて、親子の再統合が検討されます。ですので、その条件に達していないと、虐待者は、子どものもとには帰れない、というのが原則になってくるわけです。

また、再統合の際に、裁判所の命令に基づいた強制的なカウンセリング、これはカウンセリングとしては長いものが多いのですが、ドロップアウトせずに最後まできちんと終了できていることが条件となってきます。そういうハードルがいくつもあるのですが、親が、子どものもとに帰れるように援助をするという立場もできますし、また、子どものアドボケイター（権利擁護者、代弁者）も必要です。子どもは親と再び会うことを、どう思っているのか。あるいは再び親と会ったときに、子どもがどう感じているのか。例えば子どもの年齢が少し高くなってくると、もう親とは一緒にいたくないという意思表示をすることもあります。ソーシャルワーカーが、力を発揮する場面でもありますが、親子関係の修復には、他にも、子どものアドボケイター、カウンセラーなど、さまざまな立場の人が関わる必要があるのです。しかし日本は、児童相談所の職員の方も含めて、とにかく人が不足しています。心理的な専門家はもちろんのこと、

アメリカのようなソーシャルワーカー的な存在など、虐待にたずさわる様々な専門家が少ないと感じます。

○成田 親子関係の修復の問題に関し、岩佐先生、法的視点から一言お願いいたします。

○岩佐 この点に関連して、一つは「親子関係の修復」といったときに、物理的に子どもが家に帰るとというのが処遇の目標になるという意味での「修復」もあるでしょうし、ケースによっては、家には帰れないけれども、子どもさん自身が自分の親をどう位置付けるのかとか、自分の心のなかで、どういうふうに消化していくのかということ自体も、「親子関係の修復」と言えるかもしれません。

もしそれを親子関係の修復と言うのであれば、おそらくすべてのケースにおいても親子関係の修復が必要だということになると思います。けれども、家に帰る、要するに親子が一緒に生活するということを目標にするのであれば、そもそも親子関係の修復自体が目標にならないようなケース、例えば性虐待がおこなわれているとか、虐待がひどくて親に居場所も言えないようなケースとかがあり得るので、全部が家に帰るということを目標にしないといけないということではないのではないということです。

それから特にこの親子関係の修復については、先ほど言った児童福祉法28条に基づく承認が2年毎の更新になったことから、28条で入っているケースで焦点が当たることが多いのですが、たぶん親が同意しないで裁判所の承認で施設に児童を措置しているケースというのは、全体からいうと非常に修復が難しいケースなので、そこでの親子関係の修復にばかり焦点が当たって、そこばかり苦勞するというのは、全体としてはバランスが悪いのです。

○成田 ありがとうございます。

議論が白熱してきているのですけれども、整理をさせていただきます。

通告等があって一時保護をする場合、児童福祉法28条に基づく措置は、親に施設入所等の同意を求め、同意がない場合には家庭裁判所の審判を受けたうえで行われていますが、こういう非常に深刻な場合と、親御さ

んのほうで理解があって、その親子関係の修復が可能な場合と、場合分けが必要だろうと、そういう整理でよろしいでしょうか。

○岩佐 そうですね。児童福祉法28条による承認で施設に措置されているケースでも、もちろん親御さんとの関係で戻っていけるケースもあると思いますけれども、もともとそこは非常に難しいゾーンであるということですね。

あと、先ほど新さんから話がありましたけれども、もともとアメリカの制度は、ともかく疑わしい場合はいったん子どもを保護して、そして裁判所が親に指導命令をだし、これに従わなければ、最後は親権が終了して、子どもが取り上げられるという、全部に司法がかかかっていて、しかも「言うことを聞かなかったら、あなたの、親権は取り上げられる」という枠組みのなかで指導がなされている。そのへんのところも司法制度がどう関わるのか、全体的にどのような制度設計にするのかともからんでくると思っています。

○成田 ありがとうございます。現場からの視点も踏まえて、川崎先生からもひとこと、親子関係の修復についてお話し下さい。

○川崎 親子の修復というのは、親子が再び同居するというだけでなく、さまざまな形があるというお話も出ていたと思います。

私は先程来、いまの制度にはいろいろな問題があると、縷々申し上げてきましたが、児童相談所の現場は、率直に言ってそれどころではないという状況です。なぜとって、苦勞して親子分離したからといって問題が解決したわけではないですし、今日の前にいる子どもたちのことを何とかしないといけないわけですから。そのため、児童相談所の現場では、親子の修復その他の課題に対して、あらゆる手段、手法を使って取り組んでいます。現実に制度ができるまで待つことはできませんから、今は、そういう経験の蓄積を図っている段階ではないかと思っています。

そういう取り組みをしながら、同時に、本当はどういう制度がいいのか、法政策という意味では、どんな枠組みがいいのかということも考えていく、この二つが必要なのではないかと思っています。

○成田 ありがとうございます。

最後に、岩佐先生へ、会場4（総合医療心理センター）の方からの質問です。

先手を打っての対応とか、予防のための対応に関連するご質問です。加害者になるかもしれない親への支援を保健所のマザーグループ、精神科での個人カウンセリングでかかわっていらっしゃるそうです。方法論としては、精神分析的な方法論を用いていらっしゃるということです。

質問は、「親に行動変容を促すことを命じる機関は、どのような機関がおこなうとするのだと思われますか。個人的なご意見でけっこうです」ということです。

○岩佐 これはたいへん困難な問題で、私は、やはり裁判所の承認・命令といった裁判所が関与する制度を考えなければいけないと思っています。しかし、これについては批判があって、治療に行く気もない人に対して命令をする、命令されて行われる治療やカウンセリングはそもそもナンセンスであるという議論もなされています。

ただ、どういう場合に、どういう要件で、命令を出すのかについては、かなり詰めないといけないと思います。例えば、相当予防的な段階で、そういう命令が出せるという制度ができれば効果的なものという考えがあるかもしれませんが、私としては、賛成ではありません。やはりもう少し子どもさんとの関係での、養育に一定の不適切さがあらわれてきているとか、そういった事情が必要でしょう。

○成田 ありがとうございます。

最後に、各パネリストの先生方に一番言いたいことをひとことずつ、お願いしたいと思います。

○川崎 今日は、ほんとうにたくさんの方がお見えになっており、このような場でお話をさせていただいたことに、改めてお礼を申し上げたいと思います。

私自身も他のパネラーの方々のお話を聞きながら、児童虐待をめぐることは、非常に幅の広いテーマがあると、あらためて実感した次第です。そし

て、虐待対応の本来的なあり方とはどういうものかということ、もう一步冷静になって、みんなで考えなければいけないと感じました。

このようにしてたくさんの方々が集まったことを機に、一人一人が、現場で、またそれぞれの持ち場でこの問題を考え、考えたことを具体的に提案していくことができれば、少しずつであっても制度の改善につながっていくと思いますし、対応する児童相談所や市町村の現場も充実されて、よりよい対応ができるのではないのでしょうか。私もそのような動きにつながっていくことを望んでおります。

いろいろと失礼なことを申したかも知れませんが、お許しください。今日は本当にありがとうございました。

○岩佐 今日議論でいろいろ出てきましたが、虐待についての法制度、法政策をどうするかということは、法律畑の問題ではなくて、むしろ法律にかかわる私どもが、現場でいろいろと苦勞されている児童相談所の関係者、もしくは逆に虐待をしてしまう親御さん、そして何よりも被害を受けている子どもさんたちが、どういう状況にあるのかとか、心理的に見るとどう考えるのかとか、社会的に見るとどうなるのかとか、いろいろなものが交錯していて、これを踏まえたうえで、政策を考えていかなければなりません。

ともすると、法律に詳しい人だけの声だけが大きくなってしまいうこともあるので、ぜひそういう様々な分野の関係する人たちのいろいろな声や専門的な知見を踏まえての制度でなければならないと思っています。

京産大の法政策学科というのがせっかくできるので、ぜひ、そういう多角的なものを踏まえた研究なり、勉強なりができるようなところになればいいなと思いました。どうもありがとうございました。

○山口 出して頂いた質問にお答えできなかったものがありましたが、「子どもの利益」や「子どもの権利」について質問されていた方がいらっしやいました。「子どもの利益」や「子どもの権利」という、言葉は同じですけれども、やはり国によりそれぞれ基準が違う。また個人的にも、主観的にかなり違うというところで、まだ日本のなかでも共通認識ができて

いないということが非常に問題なことだと思います。あらためて、「子どもの利益」の定義や内容や基準というものを現場の児童相談所、裁判所、親、そして私たち研究者のなかでもっと議論していかなければいけないと思います。

それから、司法介入について、今日は一致した意見がたまたま出ましたけれども、どうして司法介入が進まないかということは、やはり現場の人が嫌っているのではないかと思っておりました。しかし、川崎さんは肯定派でしたので、大多数の意見ではないのかもしれませんが、やはり現場のなかでも司法の介入を求めている声があることが分かりました。では、弁護士が嫌がっているのかと思いましたけれども、そうではないようである。岩佐先生は少数派なのでしょうか。

○岩佐 私は普通派というか。

○山口 そうなると、問題は裁判所かなと思います。裁判所は、現行法を変えていくことにやはり慎重だと思います。ですから、いまの段階では承認という手続きしかできませんけれども、これから法制度を考えていくうえで、やはりイニシアチブを取って児童相談所から持ち上がってきたものを審査するだけでなく、親も審査する、そして児童相談所の方針を聞いてそれをチェックする、そういうようなものが裁判所には必要かなと思っておられます。今度はぜひ裁判官も含めて議論ができればと思っておられます。ありがとうございました。

○新 法政策学科の一つの目玉がフィールドワークですが、本日は、私個人のフィールドワーク、海外のいろいろな事例の一端をご覧いただきました。

海外の様子をこのようにスライドなどでお見せすると、現場の職員の方々が、ふっとため息をつかれて、「まあ、いいよねえ、アメリカは、イギリスは、日本にはそんなものはないから」とよく言われます。

しかし、私も決して「ないものねだり」を申しあげているわけではありません。諸外国もないところからつくりあげたわけで、やはり日本も変わっていかないといけない。確かに今は、人も不足している、お金も少な

い、施設がないと、ないないづくしなわけですけれども、私はないものを探して、提案して、創っていくことを提言していくのが、新学部の法政策の役割の一つだと思っておりますので、これからもそういった、虐待の問題を含めたいろいろな問題を検討していきたいと思います。

最後に、子ども虐待の問題をこうやって議論していても、なかなか明瞭な答えは出てこないのですけれども、本日ご来場いただいているみなさんが、お一人お一人何ができるかということ、やはり少しお考えいただければと思います。私は臨床心理士としての立場でもやっていて、虐待の問題は本当に難しそうで、深そうで、重いので、一般人にできることはないのではないか、手に負えない問題ではないかと言われることがあります。決してそうではなくて、私たちの日常生活のなかで、関わっていける部分はたくさんあります。例えば先ほど申しあげましたように、「どれだけの大人が味方になってくれたか」。

味方になってくれた当人、例えば幼稚園や学校の先生は、「結局自分たちは何もできなかったな」という思いを抱いていることが多いのですけれども、決してそうではありません。

子どもは、いろいろなトラウマ体験のなかで、大変な家庭のなかでいたけれども、学校の先生はすごく親身になってくれたとか、近所のおおばちゃんがとても心配してくれたとか、そういったことを非常によく覚えていきます。それが、自分で誰かを味方につけることができただんだという実感になり、それが子供たちへの力になると思いますので、そういったかたちで気を配るとか、皆さん一人ひとりに何かできることを、非常にベーシックなことですけれども、考えていただければと思います。心配する、気にかける、悩みを一所懸命聞いてあげるといった、そんなことも、カウンセリングの現場では、非常に大切なことだと思っております。皆さまも、この問題について、ぜひ今後ともご関心を持っていただければと思います。ありがとうございました。

○成田 ありがとうございます。本日のシンポジウム、パネルディスカッションは、京都産業大学法学部の法政策学科の開設記念シンポジウム

ということで、いまある法律の制度がどうなっているかということだけではなく、実際に現場で何が問題になっているのかを認識したうえで、多角的な角度から、周辺科学の知見も踏まえて総合的に検討する法政策学の試みの一つとして、身近にある子どもの虐待問題を素材にし、川崎先生、岩佐先生をお招きし、京都産業大学法学部法政策学科に所属予定のスタッフとともに検討させていただきました。

本日はたくさんのご質問をいただきましたので、まだまだ取り上げるべき問題が残っております。全員の方の質問票をお読みすることはできないのですが、ごくごく一部のご紹介だけさせていただきますと思います。

会場4（京都弁護士会）の方からは、「虐待者の刑事弁護をおこなう場合、再犯防止のためには虐待に至る理由の解明が必須でしょう。解明のためのプログラムは日本にあるのか。解明できたとして、それに対応するためのプログラムが日本にあるのか。諸外国も踏まえて検討するべきではないのか」というご質問をいただいております。

会場5（大阪女学院大学短期大学）の方からは、「虐待の対応の話が中心でしたが、問題そのもの、虐待を防止するシステムについてのお話もお聞かせいただけると幸いです」というご質問をいただいております。

まだまだ取り上げるべき問題は残っていると思いますが、本日は残念ながら時間の関係でシンポジウム、パネルディスカッションの部を終了させていただきます。

われわれスタッフ一同は、新しい授業としてはフィールド・リサーチという、学生さんを現場に派遣して問題点に気付いてもらうというような授業も企画しております。こういう教育をするためには、まずわれわれスタッフが、どこに問題があるか、あるいはどういう解決策、政策を打ち出すべきかという研究をしたうえで、学生さんの教育にあたりたい。その際には、諸機関の先生方と情報を共有し、連携したうえで、ご批判をいただきながら、研究・教育に進んでいきたいと存じます。

本日は長いあいだ、ご清聴ありがとうございました。

（終了）



図1 DV（ドメスティック・バイオレンス）、子ども虐待を受けた母子のためのタウンハウス（アメリカ合衆国ペンシルバニア州）



図2 子ども虐待に対応するワン・サービス・プログラムの建物
左：2階、虐待の捜査ユニット（子どもからの聴取室）、右：3階、
母親のためのグループセラピールーム